

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. III APRIL, 1905.
VOL. XVIII.

明治廿七年五月創刊

毎月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十八年

四月二十日發行

第八卷

第四號

監獄協會發行

第十八卷第四號目次

○論 說	(一頁)
●囚人行狀觀察篇(承前)	安永三四郎稿
●四人と教育	紀野 春海
○講話	(二三頁)
●臺灣監獄談	手島兵次郎
○寄 書	(三一頁)
●教育省略と看守の訓練	春 雨 生
●疑問の二三	南 生
●二二三の實際問題	佐々木祐昭
○統計	(三九頁)
●明治三十八年二月末日現在全國在監人員表	
●明治三十八年二月末日現在全國在監人員監獄別表	
●明治三十八年二月末日現在全國囚人刑名別表	
●明治三十八年二月末日現在全國囚人罪名別表	
●明治三十八年二月分上訴人員表	
○雜 錄	(四八頁)
●八王子女監の過去現在の狀況	八 女 生
●外數件	
○叙任辭令	(六六頁)
○法令	(六七頁)
○監獄協會記事	(六八頁)

第十八卷第三號目次

○論 說	(一頁)
●幼年者保護事業に就て	日本慈善協會主幹
●犯罪と教育	熊本地方裁判所檢察正 松井 通昭君
○寄 書	(三〇頁)
●賞罰公宜論	靜 陵 生
●監獄改良に關する卑見	炭燒 呂敏孫
○統計	(三四頁)
●明治三十八年一月末日現在全國在監人員表	
●出獄人保護育兒及感化事業	(三八頁)
●宮城監獄免囚保護事業	
●明治三十七年茨城縣保護會事業成績報告	
●出獄者福島保護會の創立	
○雜 錄	(四三頁)
●日耳義の監獄制度(承前)	耕 道 生
●外數件	
○地方通信	(六四頁)
○叙任辭令	(六七頁)
○法令	(六七頁)
○監獄協會記事	(六九頁)

監獄協會雜誌第拾八卷第四號

(明治三十八年四月二十日發行)

論 說

○囚人行狀觀察篇(承前)

第三節 親屬故舊

安永三四郎稿

國家は臣民に對して、必しも仁人君子たれとは、要求せず。然れども、犯罪人たることを禁止せり。約めて言へば、忠良なる臣民より以上に、向上すべき義務を負はせすと雖も、それより以下に墮落すへからざるの義務を負はしむ。從て一旦墮落したる者、即ち犯罪人を救済して、忠良の臣民に復歸せしむべき義務は、國家自から之を負へり。是に於てか犯罪救済の問題起る。

忠良なる臣民として、最も大なる德行は、親屬、故舊に對する本務を完全に盡すに在り。故に犯罪救済に手を下さんとならば、先づ彼れの親屬故舊に對する思念如何を觀察するを要す。試みに犯罪の原由を探究せよ、貧困、懶惰、惡友、家庭の不淑、喪失、及び教育の不完全、曠缺に出るもの多し。衣食足らずんば、仰て

父母に事へ、倍して妻子を畜ふを得ず、是に於てか、貧の盗み出づ。勤勉せずんば、生業立たず、親子兄弟離散して、浮浪の徒となり、盜賊の卵を孵化す。朱に交れは赤くなり、同伴惡しければ汚水を渉る。罪惡の感染は、實に病毒よりも速にして且つ長し。繼父母の不慈、棄兒の自覺、家族の不和、家訓の過嚴、鄉黨の制裁、居處の不潔、一として彼等を驅りて、罪惡の淵に沈めざるものなし。貧困の者には、金錢を與へんよりは寧ろ物品を與へよ、物品を與へんよりは、寧ろ職業を授けよ、獨り職業を授けんよりは、同時に温かき同情を寄せよ。惡友ある者は之に換ふるに善交を紹介せよ。不良の家庭は之を改善せよ。喪家の者には、家庭を與へよ。過嚴の父兄には謝罪せしむると同時に父兄にも責誅せよ。教育なき者は之を教へよ。その不完全なる者は、之を補習せしめよ。教育は心身各其發達すへき程度を謀り。家庭は親子、兄弟、夫婦、各其道を踐み。善交に師友あり、鄉黨あり、忠告し、協力し、艱難相救ひ。同情の涙は、憂苦を減し、希望を生し、信用を復し得ん。約めて言へば、道德實踐の楷梯を與ふる也。忠良の臣民に復歸するの手引を爲すもの也。蓋し我行刑の感化主義を採るは、法律遵奉の意思を養ふを以て足れりとせず。薄弱なる道德感情を鞏固ならしむるに在ることは、現行の行狀録に於て、獄則紀律に次ぐに、親屬故舊を以てするに由て、益々明か也。譬へば恰も復活したる草木の嫩芽を發するに當り、之が根抵より培養するが如し

勸語 父母ニ孝ニ。兄弟ニ友ニ。

夫婦相和シ。朋友相信シ。(中)

博愛衆ニ及ボシ。

金言

父子親有り。君臣義アリ、夫婦別有り、長幼序有り、朋友信有り。(五倫)

孟子

父ハ子ノ爲メニ隱シ、子ハ父ノ爲メニ隱ス、直其中ニ在リ。

論語

父子ノ間ハ善ヲ責メス、善ヲ責ムレハ則チ離ル、離レハ則チ不祥コレヨリ大ナルハ莫シ。

孟子

大孝ハ終身父母ヲ慕フ。

孟子

孝ハ百行ノ本ナリ。

鳩ニ三枝ノ禮アリ、鳥ニ反哺ノ孝アリ。

孝經

身ヲ立テ道ヲ行ヒ、名ヲ後世ニ揚ケ、以テ父母ヲ顯ハスハ、孝ノ終也。

師ニ事ルハ親ニ事ルガ如シ。

吾、我カ教師ニ從順ナラム。

チャルス、ノルゼンド

故ヲ温ネテ新ヲ知ル、以テ師ト爲ルヘシ。

人ノ患ハ好テ人ノ師ト爲ルニ在リ。

兄弟ハ一本ノ枝葉一氣ノ分體ノ如シ。

兄愛シテ而シテ友ニ。弟敬シテ而シテ順ナリ

兄弟ニハ怡々

兄弟既ニ翕フ、和樂シテ且ツ湛ム。

夫唱ヘテ婦順フ。

夫ハ外ニ勤メ婦ハ内ヲ治ム。

國ノ基礎ハ一家ニ在リ。一家ノ基礎ハ夫婦ニ在リ

夫婦ハ一體ナリ。愛情ハ夫婦ヲ一體ニスルノ鐵鎖ナリ。

家トハ祖先以來代々相繼承シテ斷絶スルコトナキ血統ヲ云フ。

親戚ハ祖先累代ノ知己ナリ。

家族ハ小ナル國家ナリ。

家族ハ道德ノ門戸ナリ。

富貴ノ家ニ貧賤ナル親戚ノ出入スルハ、其家ノ榮譽ナリ

家道訓

一家ニ於ケル主従ハ一國ニ於ケル君臣ノ如シ。

師弟ノ愛ハ父子ニ資リ、ソノ敬ハ君臣ニ資ル

教師ハ父母ノ代理者ナリ。

朋友ハ他ノ自己ナリ。

信義ハ交際ノ第一義ナリ。

國人ト交ル、信ニ止ル。

朋友ハ之ヲ信ニス。

民、信ナケレハ立タズ。

善ヲ責ルハ朋友ノ道也。

朋友ハ郷貫ヲ同フスルニ由リ、又ハ才器德行ヲ愛慕スルニ由テ、之ヲ得ル

水ハ方圓ノ器ニ從ヒ、人ハ善惡ノ友ニ從フ。

朱ニ交レハ赤ク成ル。

己ニ如カサル者ヲ友トスル無レ。

貴キヲ挾マス、兄弟ヲ挾マスシテ友トス、友トハ其德ヲ友トスル也、

邦 諺
論 語
孟 子

一郷ノ善士ハ斯ニ一郷ノ善士ヲ友トス。一國ノ善士ハ斯ニ一國ノ善士ヲ友ト

ス。天下ノ善士ハ斯ニ天下ノ善士ヲ友トス。

朋友ハ未來ノ兄弟ナリ。

孟 子
陸 世 保

忠愛ノ行爲ハ友誼ノ資本ナリ。

朋友ノ交誼ヲ結ハントセハ、先ツ共ニ一俵ノ鹽ヲ嘗ムヘシ。

益友ヲ得ヨ、否ラサレハ寧ロ孤獨ナレ。

不信ノ友ハ敵ニ如カス。

善良ナル朋友ヲ貴重スヘシ、是レ幸福ノ最大ナルモノナレハナリ。

或ハ罪人ノ汝ヲ誘惑スルモ、汝決シテ之ニ從フヘカラス。

不善ノ人ト交レハ、善良ノ習慣ヲ壞ル。

汝若シ主人ナラハ、時トシテハ盲目トナレ。汝若シ僕タラハ時トシテハ聾トナレ。

察々トシテ明カナル勿レ。

ソノ新知ニ結ハンヨリハ、舊知ヲ敦スルニ若カス。陳繼儒

損友ハ敬シテ而シテ遠ケ、益友ハ宜シク親ムヘシ。陳白沙

小嫌ヲ以テ至戚ヲ疎スル勿レ。新怨ヲ以テ舊親ヲ忘ル、勿レ。

願休集

人ノ恩ヲ受テ而シテ負クニ忍ヒサル者ハ、ソノ子ト爲ル必ス孝。臣ト爲ル必ス忠。

司馬溫公

第四節 教誨教育

自己を修むるは道德の初歩なり。個人はその人のみの自在に處分し得るものにあらずして、家に在りては戸主たり家族たり、社會に在りては成立の一員たり、國家に在りては臣民たり、その關係する所や大也。故に個人の國家を愛し、社會を益し、家を盛んにせんには。必ず教師の薰陶に由りて、初等の教育を受け、その學習したる能力を以て、他人の著書を読み、自己の經驗を積み、出來得る限り強大の活動を爲さるへからず。自己を修むること、を言ひ換ふれば、自から教育する謂なり。苟も自から教育することなからんか、忽ち自己の身を輕し、薄志弱行となり、忽ち一家の休感を忘れ、游惰放肆となり、忽ち社會の秩序を破り、忽ち國家の安寧を妨げ、窮すればこゝに濫し、家を失へば據るなく監獄に繋かるゝに至るものなり。泥んや初等の教育なきものをや。又泥んや習慣的犯罪人なるものをや。彼れ等は殆んど道德の目的を倒施逆行せんとし、社會國家の繁榮を打消して、個人の幸福を増進せんとす。故に犯罪人の心情は、既に渾濁不靈となり、殆んど支離滅裂したるもの多し。之を矯正感化せんとするには、専ら彼れの自修を誘導するを要す。しかもその誘導を有效ならしむるには、先づ彼れの身體を清

深にせよ、彼れの手腕を活潑にせよ、彼れを自然なる坩堝の中に投せよ。一旦自己の貴きことを自覺せんか、精神自から健全となり、感能自から快活となり、鳥の啼くを聴ては、讀書の聲を想ひ、花の美しきを見ては、筆跡の樂しきを想ふ、是に於てか、眼に一丁字なくんは、之に文字を授けん、腦に計數なくんは、之に算術を授けん。意思の弱き者は、之を強くせん、神を信せざる者は、之を信仰せしめん。現行刑の制度に於ける教誨教育は此方法を採れり。教誨は德育を専らし、實踐道德を教へ、宗教を説き、教育は智育を主として、初等の教育を授け、讀書を奨め、二者相待つて、實踐道德の楷梯を與ふるを庶期すへし

勅語 學ヲ修メ業ヲ習ヒ。以テ智能ヲ啓發シ。德器ヲ成就シ。

皇后陛下御製

こんがうせきも磨かすば

玉のひかりはそはざらん

人もまなびてのちにこそ

まことの徳はあらはるれ

智識ハ人事ノ基礎ナリ。

學問ハ智識ヲ啓發スル所以ナリ。

學問ハ資力、天性、健康、實行ニ適應シテ、撰擇スヘシ。

學問ハ精神ノ飾ニシテ。人品ヲ高尚ニスルモノナリ。

學問ノ方法ハ忍耐ト時間ヲ惜ムトニ在リ。

學問ハ心志ノ眼ナリ。

飽食、暖衣、逸居シテ、而シテ教ナケレハ則チ禽獸ニ近シ。

西 諺
孟子

學問ハ繁昌ノ裝飾トナリ、危難ノ匿所トナリ、老後ノ糧食トナル。

アリストートル

學問ハ倉庫ニシテ練習ハ鍵ナリ。

西 諺

徳トハ吾人ノ本務ノ命スル處ニ順ヒテ、云爲スルコトヲ謂フ。

徳性トハ吾人ヲシテ、此徳ヲ行ハシムル所以ノモノナリ。

徳性ノ根據ハ本務ニ從フニ在リ。

吾人ノ良心ハ本務ノ聲ナリ。

汝ノ良心ニ問フテ決斷セヨ。

事ニ應シテ差錯スルハ、心ノ專一ナラサルニ由ル。讀書録

心ヲ立ルハ、忠信ニシテ欺カサルヲ以テ主本トス。胡文定

心誠ニ之ヲ求メハ、中ラスト雖モ遠ラス。

誠心ニ之ヲ求メハ、自ラ善道ヲ得ン。

大學
ゲーテ

神ヲ敬ヒテ足ルコトヲ知ルハ大ナル利ナリ。
生テ時ニ益ナク、死シテ後ニ聞ユルコトナキハ、是レ自ラ棄ルナリ。

陶侃

天ハ自ラ助クル者ヲ助ク。

スマイル

神ハ正直ノ頭ニ宿ル。

邦 諺

何人モ自己ニ對シテ失望スル勿レ。蓋シ神ノ命令ニハ已ヲ待マス、神ヲ待メ、トアレバナリ。

オーガスチン

得意ノ時ニ一條ノ退路ヲ求ムベシ、能ク安樂ノ爲ニ亡ボサレジ。失意ノ時ニ

一條ノ進路ヲ求ムヘシ、能ク憂慮ノ中ニ生存セン。徐學漢

人ヲ相手ニセス、天ヲ相手ニセヨ。已ヲ盡シ、人ヲ咎メス、我カ誠ノ足ラザ

南洲遺訓

ルヲ尋ヌヘシ。

シセロ

室内ニ書籍ナキハ猶ホ體內ニ精神ナキガ如シ。
讀書ハ新智識ヲ與ヘ、眼界ヲ廣メ、偏狹ノ見地ヲ去リ、自尊自重ノ精神ヲ作

加藤高明

一尺ヲ讀ミ得ルハ、一寸ヲ行ヒ得ルニ如カス

程伊川

○囚人と教育

岐阜監獄

紀

野

吞 海

夫れ教育のことたる範圍廣大にして容易に其梗概を論ずる能はず況んや余素より學に暗く術に疎く殊に專任の業務にあらずして其聞くところ寡く其見る所狹隘なるに於てをや茲に囚人と教育に關する私見を陳せんとするもの其論の高尙にして其說の該博嶄新なるにあらず將又其論理の正確明晰を期するにあらずして余數年の經驗によりて一個の私見を囚人の教育上に考案し實用的に教育なるものを論破し會員諸君の指導を煩はざんとする微衷に過ぎず且つ業務の餘暇筆を執るもの獨り其文字の粗忽なるは勿論章句處を得ざるが如きは深く咎むるなくんば幸甚

教育ノ定義

教育の定義

東西諸案の論說未だ定まらずと雖も之を要するに左の三者に過ぎず

第一、教育は人類固有の能力を開發せしむるもの

第二、教育は經驗を注入するもの

第三、教育は經驗を注入し人類固有の能力を開發せしむるもの

第一、世に所謂開發主義者の論する所にして人類固有の能力乃ち人身内包の勢力を開發せしむる爲め外界より經驗を供給するは内包勢力の向ふ所を導くにあり

第二、人類には固有の能力存することなし只多年の経験により智識能力を具有するものなり故に人類生れながらにして智識能力を有するものにあらず諸多の経験の注入によりて智識能力を具有するに至るものなれば其経験を注入することこそ教育なりと注入主義者の主唱する所なり

第三、人類生れながらにして固有の能力を有することなしと注入主義者の説く處は非なり何となれば人類にして固有の能力なかりせば如何程外界より教育の材料を経験を注入するも之を保持するや難かるべし蓋し固有の能力を欠くところのものに如何程経験の材料を注入するも之を保持する能はざること人類以外の動物に之を鑑み或は草木に之を觀よ草木元來種子より生ず種子外界の勢力を借ると雖も固有の力乃ち教育の力なくんば何を以てか萌芽せん人類以外の動物智識思想の固有の力に乏しきが故に諸多の経験材料を注入するとも其固有能力の程度に於て之を維持するのみなるにあらずや

然れども第一主義者の所謂固有の能力を開發せしむるにありとは教育の目的にして教育其ものは外界の経験材料を注入するに存在すれば教育の目的を以て其實體を斥くるは非なり換言せば固有の能力は自然に開發するものにあらずして外界の材料を供給せらるゝによりて開發するものなれば外界の材料を供給するは教育にして人類固有能力の開發は其目的結果なり故に第一第二を非として第三の折衷主義者は外界の材料を注入して以て人類固有の能力を開發せしむるにあり

以上の三説皆一應の理なきにあらずと雖も第一第二説の理由の一半を缺く如きは第三主義者の説の如し然れども第三主義は余の探らざる所なり何となれば経験の注入を教育とすれば開發は教育にあらずと云はざるべからず然れども時に疑問を設け工風を爲さしめ以て智識経験の應用を試らるゝも又教育なるにあらずや依て余は左の如く定義す「教育は外界より経験を注入し加之内界に包藏する所の固有能力の開發を計るものなり」之を解式すれば左の如し

第一説 教育 = 固有能力 + 開發

第二説 教育 = 固有無能力 + 經驗注入

第三説 教育 = 固有能力 + 經驗注入 + 開發の手段

私見 教育 = 固有能力 + 經驗注入 + 開發

教育を受ける主體たる能力

教育を受ける主體たる能力とは固有能力の謂なり固有能力とは自然人たるものに其有する能力の謂にして之を神靈若くは天稟と云ふ依て教育を受ける主體たる能力には自然人たるの外一に制限あることなし

能力の時期

甲、發達の時期

乙、靜止の時期

丙、衰亡の時期

甲、發達の時期を分ちて三となす即ち

(一) 幼稚の時期 (二) 成童の時期 (三) 青年の時期

(一) 幼稚の時期は出生のときより滿六歳に至る時間にして主として家庭教育を爲す時期なるを以て教育家は之を家庭期と云へり此時期は外物に接觸して起る所の感覺若くは知覺の力最も能く活動し心内には外界の刺激を感受するに止まり心内に觀念なるものを現はすことなき時期なり換言せば自己に關する知覺進んで他人に關する知覺發達の初步に當り摸倣感染の時期とす

(二) 成童の時期は滿六歳より滿十四歳に至る間を云ひ學校教育に屬する時期なるを以て教育家は學齡期と云へり此時期は外物に接觸して心内に其刺激に感受したる感覺若くは知覺により之を心内に記憶し其記憶により更に觀念を現出せしめ再想し若くは構想するの時期なり換言せば他人による知覺發達し道德に關する知覺發達の初步に當り記憶力の最も活潑なる時期とす

(三) 青年の時期滿十五歳より滿二十五歳に至るまでを云ひ是非の辨別力則ち道德に關する知覺發達の時期にして教育家は分別期と云ひ心内に現出せる觀念を推理斷定し一種の概念として是非を辨別し外界を命令支配する推理力の活潑なる時期とす

乙、靜止の時期滿二十五歳より六十歳迄の間を云ひ内外兩界機能發達の時期を経過し身體智能の發育靜止して分別力を具有し競争揚裡にありて諸多の經驗を爲すの時期にして一般に成業期と云ふ之を二三の時期に分論するは頗る興味ありと雖も發達の時期の如く教育に大關係を有せざるを以て茲に其時期の別あることを掲ぐるに止めんとす

丙、衰亡の時期は滿六十歳以上を總稱し隱居期とも稱す教育に關係少なきを以て名を掲ぐるに止めんと欲す

能力の變體

甲、精神不具

乙、覺官不具

甲、精神の不具を分ちて六となす即ち

(1) 白痴 (2) 愚鈍 (3) 神童 (4) 惡人 (5) 瘋癲 (6) 醉狂

(1) 白痴には天性に屬するものと出生後の事情によりて生ずるものとありて醫學上一種の精神病者とす蓋し白痴者は其腦の形狀異にして或者は飢餓寒暖を覺ふるのみにして記憶力を有せず或者は言語を發すること能はざるものありと雖とも他者は談話を爲し文學を解し多少の決斷力を有するも概念推理の力に乏しく多くは教

育し得べからず寧ろ醫學の研究によく腦狀の完全を期し精神を保有する人たらしむるに如かずとす然れども輕症なるものは多少の教導を爲し得べきは勿論假令重症の者と雖とも絶對的に教育を爲し得ずと云ふにあらず多少教育を爲し得べきは禽獸と雖ども尙ほ教育を爲し得べきが如し

(2) 愚鈍は白痴の如く精神發達の度低からず智力全く欠乏したりと云ふにあらざれども其行動遲鈍にして輕症の白痴の如し故に白痴と愚鈍とは區別し難しと雖も相對的に區別する要は教育學上愚鈍は教育し得べきものにして白痴は教育し得べからざるものと爲すにあるのみ

(3) 神童白痴愚鈍に反し先天性に屬するものは生來其聰明にして文學に通じ言語を發す是れ腦量大にして細胞の配合宜しきを得たるによるものとす然れども此の如く腦量大ならず配合宜しきを得ず教育の管領神童と稱せらるゝもの晩年に通常の人と雖も教育の力により注意力を或點に集注離散せしむるを得ば生來神童と異なるべきを得んか

(4) 惡人は先天性に屬するものと否とあり先天性に屬する殺人竊盜放火等の惡業を爲し其惡所爲たるを知らず自ら快樂と爲す如きは生來道德の觀念なく良心を有せず是非の辨別なきものにして白痴の如く精神の不具者なれども白痴は凡ての智能を欠き惡人は只良心若くは道德の觀念を欠くの外一般の智識は通常の發達を爲し

時に一般人の上に發達せるものあるの差あり此種の惡人は精神病の一種にして道德狂と名付け瘋癲人の項に入れ論すべきものにして惡人と云ふを得べからざるものなり後天性に屬する惡人は常に善惡を辨別し良心を有するものの特種の事情によりて精神に異狀を來し是非の辨別なく道德狂となりたるものと惡事と知りつゝ惡を爲すを企つるものとあり前者は一種の精神病にして瘋癲の項に入れ論すべきは普通に所謂惡人にあらざるなり後者は普通に所謂惡人にして(イ)智略惡方に發達し罪惡を起すの惡を知り之を隱蔽する爲め益々惡を爲すもの之を智略に出づる惡人と云ひ(ロ)道德の觀念を喪失せるにあらずと雖も所爲の善惡輕重を知らず通常人の惡と爲すものを惡と知らず智者の大惡と爲すものを小惡と信するより生ずるを無智の惡人と云ふ此種の惡人は善惡不知に原因し憫むべきものと雖も道德若くは法律上不知の反語を許さざるを以て惡所爲とす(ハ)所爲の善惡輕重を知ると雖も色食等の慾望によりて強姦を爲し竊盜を爲し放火を爲すが如き情慾に基く惡人にして(ニ)一時の感激に出て惡を爲すを知るも勢力制止するの暇なく惡を爲すもの感激に出づる惡人(ホ)怨恨不平より決死の勢を以て爲す復讐的の惡人之なり

(5) 瘋癲は道德に關する知覺なきは勿論他人及び外物に關する知覺を缺き且つ自己に關する知覺を缺く所の精神病者にして自ら偉人君子と信じ牢獄に幽囚されながら宮殿にあるが如く考ふるものなり先天性に屬するものは醫學上の問題にして殆

んど教育し得べからざるものなり後天性即ち特種の事狀により永久若くは一時に精神に異狀を來し或一事に付き知覺を喪失し瘋癲症となりたるは素より醫學上の問題として研究すべきものに屬すと雖も多少教育の力によりて快復を計ることを得べし瘋癲中、雜人狂、窃盜狂、姦淫狂、と云ふ如く一事に狂するものは一事狂とし氣候又は喜怒の時に起るものは一時狂とし永久何時にても知覺なき瘋癲と區別す

(6) 酔狂は泥酔、熟酔、半酔、生酔と區別するものあり此區別は教育上必要にあらざると雖も一時知覺精神を喪失することありて殆んど教育し能はざることあり然れども酔中に非ざれば思考力に乏しく臆病に流るゝものありと云へば酔狂の程度は教育上論別する必要なきにあらず

乙、覺官の不具を論すれば抑覺官は視官聽官鼻官味官及舌官觸官等に區別すれども今は盲啞のみに付て論せんとす盲啞は覺官を缺き外界の感覺を受くること少く往々白痴愚鈍に類することありと雖も精神上缺乏なきものは缺官の精神を他官に集め或一事一業に精神を集注せしむるときは普通人を教育するより困難なるも却て普通人に優り高尚優美にして事に熟達するの理ありとす盲啞には先天性と後天性とあり啞者は聽官のみ缺くものと舌官のみ缺くものと其諸官を欠くものとありて教育を爲すの難事を異にするなり

教育の物體

教育は教育を爲すに當り受教育者に如何なる物體を供給すべきやを論するは本章の主眼とす其供給さるゝ物體を教育の物體とは云ふなり已に論じたる如く教育は外界より經驗を注入し加之内外の固有能力を啓發せしむるものなるが故に教育には經驗の供給を要す而して經驗は科學と實業の反映にして科學と實業とは則ち教育の物體なり

科學及び實業

科學とは學者が學問研究の爲め科學部門を分ちて特種の原則を論定し一科を爲すものを云ふ假令へば文學理學醫學工學法律等は學者が已に論定したる特種の原則を有し之れ獨立したる科學に屬す商學農學は輒近一種の研究名目を付し學校の教科に採用せらるれども然れども特種の原則を有し一定の學科ありて存するにあらず只數四の科學の部分を集合したるものに過ぎずして未だ科學と稱するに足らず之に反し法律學の如きは輒近法理學研究の進歩に伴ひ一定の原則を有し學者が科學として採用したるも未だ教授の方法整頓せざるが爲め下級學校には數科に採用せられず是れ法律學の進歩軌近にありて且つ其理論高尚教授整頓せざる爲めと雖も已に科學と定りたる上は遠からず總ての學校の教科に採用せらるべく否教科に加へざるべからず將又商學農學の如きは未だ一定の原則を有する科學と云ふ能は

す然れども數四の科學の部分分割して之を教授するは所謂科學を教授するものにして余が學問は科學の注入なりとの謂に違ふ所あるを見ず換言せば如何なる名稱の下に於てするも科學の外に注入すべき學問あるとなし

實業は所作に屬する事項を總稱する意義に用ひ美術若くは技藝禮義若くは作用醫術農藝工藝商業音樂體操作業其他一切家業等凡ての所作に關する所のものを云ふ易く云へば實業は専ら外界則ち覺官作用働體の教育に屬すとなし科學は専ら内界則ち精神作用又は腦動の教育に屬するものとす詳しく論ずるときは科學を注入するに當りて科學のみに依る能はず往々實業教育により注入するものあり假令へば醫學の教授に人體解剖を爲し法學を研究するに當りて實地の裁判を擬し理學工學を學ぶに當りて實地試験を爲し文學を修むるに當りて實地を踏査し地理風俗故跡を考ふるは皆實業によりて科學の眞想を知得せしむるものなり又實業を教ふるときに當りても又獨り實業の注入のみによる能はず科學の教育を爲さるべからず則ち技藝品製作に際して各種の科學を參照注意を與へ農工藝等多くは理化動植工學の應用に過ぎず又商法の如きは地理風俗人情等に通ぜずんば其交易の宜しきを得るものにあらざるが如し

教育の手段

教育の手段は教育者の經驗注入と固有能力開發の爲めに施す行爲にして其行爲は

場所と時とに於て注入と開發の所爲を施すによりて成るものとす

第一、教育の場所は家庭學校熟寮社寺教會堂病院監獄より山林原野河海田圃の何れを論せず凡て教育場裡たらざるはなし然れども教育者に於て受教育者の能力と健康とに留意し其場所を撰ぶべきは論を俟たざるなり教育の時は年内之を四季にちち一日之を晝夜に分ち晝夜之を午前午後に分ちて受教育者の能力の發達と健康とに付て論すれば頗る面白けれども多くは教育衛生の事項に關するを以て本論に於ては其時の區別を知れば足れり

注入は教育者覺官の作用を以て受教育者の覺官に傳達し其身内精神に感動せしめ之を記憶せしむるを云ふ假令へば教育者の言語動作は受教育者の視聽臭味觸の各官を傳達して言語動作を精神に感動せしめ以て内心に貯蓄包藏せしむるが如し夫れ此の如く經驗を覺官より傳達し精神に注入し之を貯蓄せしむるのみにては所謂袋中に物を納め若くは細流集注して河海となりたるが如く身内に諸多の經驗を集め居る一種の經驗海たるに止まれば以て有用の才を養ふたりと云ふを得ず是に於てか其經驗の應用を試み彼我融通を計り更に心内觀念を現出せしめ之を再想若くは構想せしめ且つ之を斷定せしめ諸種概念を發揮せしむるは能力の開發方法によりざるべからず然らば開發は如何にすへきや

開發とは受教育者の能力に應じ或は所作言語を模倣せしめ或は事物の異同所作の

善惡にて斷定を下さしめ或は同種同類の事實所作を再想若くは構想せしめ有無相通せしむるを云ふ例へば科學によりて學得したる理論を實業に應用し實業を爲すに當りて學理を考へ甲科學によりて得たる智識は則ち乙科學研究の材料に用ひ甲實業の經驗は乙實業の爲めに用ひしむるにより心内の固有能力の開發を計るが如し

前各項に於て論述したる所は勿論其大略に過ぎざれども教育に關する重要な諸點を論じたり更に論旨を一轉し之を我國在監人の上に及ばざれば如何最近の本誌に載する統計を閱すれば刑事被告人を合して男女總計五萬六千七百〇三人其數少しとせず然るに此多大なる在監人中教育の點に於て能力の變體に屬せざるもの幾人かある精神の不具にあらざれば覺官の不具覺官の不具にあらざれば精神の不具者なり一般國民教育を普及せしむるは勿論監獄の教育事業に任ずるもの緊要一番大に施設せざるべからず



講

話

○臺灣監獄談

臺灣總督府法務課長

手島兵次郎君

人間は遠方から參つて居りますが、話は極く雜駁でございまして、實は紹介いたされた事程にお話するだけの材料は持つて居りませぬのです、唯過日眞木事務官をお訪ねいたしました時に幸い新しく出來た監獄の寫眞や其他近時臺灣に於て施行いたしましたる笞刑の器具なり又其實況の寫眞も持つて參つたから御會合でもある折に御覽に入れたならば概況がお分りになるであらうと云ふことをお話申し上げましたところが、それは餘程面白い同時に何か臺灣で少し變つた事があれば話してはどうかと云ふお話でございまして、私も御承知の方もございませぬか知れませぬが監獄の事に關しましては實は監獄學の一冊も讀まないほどの人間である、讀まなければならぬ位地に立つて居るのでございませぬけれども、實は種々の仕事を致さなければならぬので、到底内地に於きまして司法省に監獄局ありて其事務官諸君がお働きになるが如く十分にやることは出來ない、ほんの職責の中に加はつて居ります爲に職務の一部分として豫算の編製やら種々の取次を致して居る

位のこととございまして、實地監獄の内に在つて實務を見たことのないので十分なるお話は出来ませぬけれども、併し内地監獄と色々變つた點と言はれ、ば必ずしも監獄に職を奉しませぬでも所謂素人眼で見ましたる所より異なつたる點をお話したならば或は御参考になるかも知れぬ、寧ろ御参考に供するよりは或はお話申上げたる結果御批評をいたゞいて大いなる土産話となつて、私の方にこそ非常なる利益を致し得るやも測られぬと云ふ考を持ちまして、三四十分の御清聴を煩はさうと云ふ考で出ましたのでございまして、其お積りで珍らしいと云ふお考よりか御批評下さると云ふお考でお聴取を願ひたうございまして、實は茶話會と云ふこととでございまして斯くまで正式にお聴取下さる會ではないと存じましたが、殊更演壇に立つて申上げることになりますれば順序といたしまして幾つかに句切つてお話した方がお聴取よからうと思ひます、で大體話の項を五つほどに分けて其て最初には大要此獄制の事、官制の事、又定員豫算の事等に付て略ぼ申上げて其次から表なり寫真なりで御覽に入れ旁附隨のお話を致さうと思ひます。

第一段に申上げて見やうと存じます此大體臺灣監獄と申しますものは監獄則の上に付て申しますと殆ど内地と異ならぬのでございまして、あちらに監獄を設けますに付てモ少し經驗のあります時に布きましたならば實は獄則は是以上に変更して行ふべきであつたかも知れない、併ながら臺灣監獄の多數のものは殆

ど今日の監獄界から見ますると監獄となつて居らぬと云ふ有様でございまして何時も内地に依つて是こそ臺灣の仕事の中でも最も内地同様に開けて居る規則でございまして、唯内地ほど複雑にしないと云ふ考より致しまして獄則の上に於きましては僅かに三つの取除を持つて居る、是も極く僅かな取除でございまして、其一點は集治監の必要を見ぬ、又假留監は要らない、所謂獄則の上に於て六監獄の中此二つは設備も出来ないと云ふ點も一點ございまして旁獄則より之を除いてあります、其次には臺灣人は山に居ります鬼も同様と世に言はれる蕃人です、蕃人などは殆ど刑法の目的物でもない位の者でございまして随つて監獄に容れる必要もないのであります、山下に住んで居る普通の臺灣人は色々言葉も風俗も違つたものでございまして、内地で云へば清國人でございまして、之に對して習慣に依つて辯髪を許すと云ふことが一條ある、是が其二點で、其三點は内地同様なる食事は可けないと云ふので菜代の見積は特に臺灣總督之を定むと致して、此三點は取除けとして其他は全然内地の監獄則を行ふと云ふことになつて居りまして、今まで左までの不都合を見ませぬでやり來つて居る、でありますから通常監獄を觀察されても集治監と云ふやうな大仕掛のものはないと云ふこと、多くの囚人が所謂家尾頭をして居る、斯う云ふことの外には監獄則の上には異なることはないの

それから官制に付きましては、是は大體に於きましては、唯内地と監獄の數が少ないこと、或は看守の如き者が多數置いてあると云ふことに過ぎないのであります。昨年来改革いたしました囚徒の減少を來したる現象より致して唯今では三監獄に三支監で成立つて居る。随つて定員に於きましては、典獄三人に判任は六十名、其中に通譯も含まれて全部で六十人の定員であります。で看守は内地よりは比例上少々多いのでありまして五百人に付て八十五人と云ふ定員になつて居りまして、それ以上百人増減するに随つて十二人増減するとなつて居ります。是は病氣其他遠隔の地でございますから補充に差支へるところがございますので少しく内地より數が多くなつて居ります。尙此他に看守の定員を増す原因が幾つもございます。支監を置きますると幾名増す、又定員外に監獄の建物の狀況、或は作業の狀況に依つて一監獄に五十名以下を増減し得る、斯う云ふ規定になつて居りまして、今日までは臺灣の監獄は誠に粗末なるもので、多勢組合つて一人が力強くやると家は崩れて仕舞ふ逃走が出來ると云ふ監獄であつたので所謂鐵砲を携へて人垣で守つて居つたと云ふ狀況であつたのでありますから、一監獄に付て五十名の看守と云ふ者は残らず置いてあつた、是が今漸次減りまして殆ど必要がないと云ふまでになつて來て居ります。是等が先づ官制定員の上に於きます大體の相違であります。それから經費に付きまして申上げますと、僅かな監獄でありながらナカ／＼他

に比しますると經費は餘計要るのでありまして、假に三十八年度の分を申上げますると五拾一萬三千圓許で三監獄であります。丁度一監獄約拾七八萬圓になる、凡そどう云ふ見積が基礎になつて居るかと申しますると、囚人が一日に拾三錢の見積りでございまして、看守の俸給は内地から見ましたならば倍以上になつて居る。是は巡查同様拾一圓五拾錢平均の豫算でありますが、臺灣では手當と云ふものを別に出す、是が一ヶ月拾二圓で追々年功の重るに随ひまして拾七圓まで昇せる、此相違は内地に比しますると餘程經費が嵩む原因でございまして、僅かに三監獄で囚徒は後に表を示しますが四千人より上つたと云ふことは昨年位のこと、今では土匪、是は未決にこそ澤山居りまするけれども一朝罪が定まりましたならば、死が極まる時で監獄の内に残らない、是が多數ございしますが、兎に角さう云ふ土匪のやうな者の這入つて居ると云ふよりは番人の手當には餘程費用がかかる、警察に付ては軍事警察と云ふことを云ひますが、監獄も軍事監獄の有様があつたのでございまして、其餘波を受けて居りまして今日餘程減しは致しましたけれども、大抵一監獄が支監共合せて千三四百人の囚徒を扱ふことになつて居つて拾七八萬圓と云ふ如きは内地の豫算に比しますると稍や倍に近いであらうと思ふ、尤も職員、員の俸給等は餘程内地より高く付きます、單り看守のみならず總ての者が増加俸即ち俸給の三割と云ふものは臺灣では別に出すことになつて居りますので、此上

に、年功加俸などがございいますから、是等を合せますと、俸給は餘程嵩むのでございいます。随つて此豫算が安く出来ない、以上申上げましたのは先づ臺灣の人なり官制なりの大要でございいます。

是より申上げる事が幾分古い事でなく現在目前にある事を御覽に入れて口の足りない所は寫眞の方で御覽下さるやうに願ひたいと思ふのであります。

第二段には監獄の建築と題してお話いたします。臺灣の監獄は或は古い支那の監獄を用ひましたり、又已むを得ない場合には監獄組織でない普通の家屋を費用いたしてそれに横木を入れるとか入口を小さくすると云ふやうな設計で實は此一兩年前まで維持して居つた、四年前に八拾萬圓を投じまして先づ支監は拵け、臺北臺中臺南の監獄を何れも凡そ千二百人内外を容れると云ふ設計を以て、此設計に付きましては唯今司法省に御奉職になつて居る山下技師にお願ひいたして實地を御覽を願つて設計も御依頼致したのであります。爾來四年の経過で昨年の三月を以て各監獄共に落成いたしました、尤も金は八拾萬圓でございいますが、數年かゝりましたとでございいますから、煉化は無論自ら焼き或は臺北監獄の如きは此寫眞で御覽下されば分りますが、殆ど今日では百萬圓でも出来ないと申しますが、左までの價はないか知れませぬが、臺灣には内地と違つて種々の廢物がある、と云ふのは臺北城の如きは八丁四方の四丈も高さのある厚さ二間もある石の所謂城

壁がございました、此城壁を取拂つて諸種の大建築に用ひましたので、監獄は殆ど其半ばを貰ふことに致して、即ち石工の手間を自ら出して其石を引張り込んで先づ外圍を築き或は獄舎は煉化を用ひて居りますけれども土臺に當る所とか或は下水は總て石造でやりました。先づ今日では臺北の一美觀を爲すと云ふてもよからうと云ふ程の建築が出来たので稍や寫眞でも分りますので其お積りで此寫眞を御覽下さるやうに願ひたい(寫眞廻覽尤も各監獄が同一模形にいかない)と云ふのは色々其當時建築に當る者の考で、本來の設計は木造になつて居つた、それを實際委任工事で典獄が引受けてやります時に、内地と違つて臺灣の如き熱い地方殊に蟻などが居つてドンナ大きな柱でも眞棒から喰ひ始めて十年か十五年で家が倒れると云ふことが往々あることとでございまして、監獄の如き此の如き危險に瀕せしむることがあつてはいかぬと云ふので設計變へをして同金額の範圍内で自分の腕で煉化にして見せると云ふやうなことになつて今日出来上つて居りますものは臺中臺北は石なり煉化であります、臺南は大骨は木造になつて居ります、是は耐久力に於て非常な差がございまして建て、から三年許にしかならぬに昨年行つて見ますと炊事場の柱が腐れて居ると云ふやうなこととでございまして、餘程各監獄の模様は随つて異つては居りますけれども、大要金のかけ方造り方は唯今申したやうな経過で出来ましたので茲にございします寫眞の中で此數葉が臺北臺中臺南

の監獄であります御一覽を願ひます、(寫眞廻覽此建築の模様は山下技師を頼み又設計に付きまして内地の各監獄へ出まして御相談を致して後日に變つた點もございます、大體獄則が同じでありますから設計も大要同じであります、昨年の三月落成したと云ふ爲に幾分か内部の構造に於きましては成績の悪かりし分は成るべく改めるやうにして成績の良かつた所の監獄の模様を伺つて内地のを模倣して建てたに過ぎないのであります。

(未完)



寄 書

○教習省略と看守の訓練

春 雨 生

千丈の堤も蟻垤より壞れ、萬尋の山も功を一簣に缺くとかや。規律の府、神聖の域として、自重し自尊すべき司獄官も、訓練なき新參の者と相伍せんか、積年の功績、忽ち一朝失誤の犠牲に供せられ、衆力の潜勢、倏ち一舉非違の類焼を被らん。故に看守教習所の事業に次て、斯業改良に影響を及ぼすものは、教習を省略して實務に服せしむる看守の訓練、是れ也。彼等は看守以上の監獄官たりし經歷を有せり、學術の素養を有せりとは云へ、教習を省略するは、固より例外に屬す。その教習時間を短縮し、又は教習の一部を省略するものは、ともかくも、全部を省略する者に至りては、大に講究を要する問題なりと思料せらる。請ふ少しく之を説かん。

(一)時は大なる改革の力を有す、十年は一昔なり。假令看守以上の監獄官たりしとて、三五年の星霜を他の天地に消磨せんか、去る者は日に疎し、何ぞ日新月歩の斯業に追隨するを得んや。よし大體に通ずるも、事の間違は、多くは瑣事より起るへし、大事の前の小事と云はずや。複雑なる職務の内容は各監獄に於て同じからず、本監分監の間に於てさへ、因襲の習慣を異にし、構造の影響、作業の關係あり、決して一般の監内規程を以て、律するを得ず。故に獨り時に於て彼等の教習省略を補正するの必要あるのみならず。

(二)場所の強き刺撃力を有す、處換れば品換る、浪華の蘆も伊勢の濱荻とやら。甲監獄の精勤證書を有するも、乙監獄に轉任せんか、直ちに前任地と同一の活動をなす能はざるべし。二三の例を示して、之を證明せん。甲監獄に於ては、夜警看守の休憩するや、劍を抱て眠るべき規定あり、是れ曾て破獄の因徒に、休憩看守の劍を盗まれたる歴史あれば也。乙監獄に於て、在監人の寢臥には必ず頭を露はさしむるは、曾て貯水器を身替りにね

せ、脱監したる先例あれば也。丙監獄に於て、食物購求を絶對的に許さざるは、曾て明典獄ありて、この良慣例を遺したれば也。這般の事例と精勤證書とは、何等の關聯なきにあらずや。這般の事例と他監獄の看守長たりし經歷とは、何等の因縁なきにあらずや。

(三)斯業は専門的技術たり、學術の素養あるも、直ちに斯業に精通するを得ざるや、言を俟たざる也。事に於ても、處に於ても、時に於ても、しかく彼等の教習省略を補正するの必要あり。補正の方法果して如何。

(四)法令を誦讀せしむるにあり、監内規程を熟覽せしむるにあり、看守訓授簿を謄寫せしむるにあり。而してこれらの準備をなさしむるには、相當の時間を與へざるへからず。朝夕多人數を要する時刻には、立番の如き簡易の任務を課し、他の時間に於て、自習せしむべし。かくの如くにして一週又一週、個人の才能勉否により、實務に服するの準備を整へ得べき也。

(五)總ての任務を一通り課せんことを要す。抑も

明治卅二年予は始めて監獄に奉職せり予は監獄學の素養なく又多くの監獄をも知らざるなり予か七年の監獄は全く失敗と疑問との歴史なり而して予か疑問とする所既に幾多の監獄に説明せられつゝあるならんも疑問の機を得ざるがゆへに予に於て尙疑問なり今其大要を記す諸賢幸に高教を吝む勿れ

一監房別異の精神が工場其他に運用せらるゝは罪惡傳播の防止上行刑必須の手段たるは論なし要は實行の如何のみ構造不備の監獄に於て一々工場を別異するは或は不可能の事たらんも出來得べくは工場を區劃して少なくとも初入と再入との接近を防ぎ出入檢身の際の如き特に混亂の弊を避け可成的習慣犯若の行動をして初入者の視線に觸れさらしめ耳より入るの惡化を防ぐと共に目より傳ふるの罪惡を豫防するは感化上最も必要ならん果して實行せられつゝあるや否是れ疑問の一なり

一監獄の作業は刑罰の一部なるかゆへに通用上感化的分子を包含するの必要あるは何人も認むる

看守の職にあるや、一定の擔任を負へは、他の任務如何を視察するの機會を有せず。故に精通練達の看守を養成せんとするは、先づ監内總ての場所に、普く配置して、各其場所に相應する勤務の心得を訓授するを肝要とす。さすれば、その人の長所を發見することを得べく、適處に適材を配置するを得べし。若し夫れ三五年若くは八九年の長日月、同一の場所に配置し、同一の事務を繰返させ、他に之を移さずして曰く、彼れは彼れの如くして、その適任たるべしと。あゝこれ人の子を賊するものなり、同人被を鳴らして、攻圍して可也。然りと雖も、教習省略は亦賢を招くの一策なることを忘るへからず。訓練の主動者たらんものは、常に自ら努めて、時勢に後れず、訓練の受動者よりも、より強き常識と、社會觀とを有するの覺悟あるを要す。然らざれば、千日の訓練も、終日の沈黙と撰ふなき也。

○疑問の二三

南 生

所ならん作業目下の現状は果て此旨趣を發揮しつゝ在りや否收入の増加を企圖するは作業自身の性質上當然の要求なるべきも目的の之れ以外に存するは即行刑たるの所以なり強制可なり督勵原よりなさざるべからず然れども單に機械的役業的ならずして亦職業的生活の意味なかるべからず少くとも彼等か土地と増遇とに考へ監獄作業の範圍に於て比較的適當の業種を授け加るに原料製品の價格手數食費の控除等終始の決算を明示して自動的發展の手段を講じ勞動生活の趣味を喚起するは監獄作業の本旨に非るか疑問の一なり

一監獄作業の進歩に伴ひ漸次收入の増加するは統計の示す所就中開戦以來其著しきを見る時局の際最喜ふべき現象に相違なきも之か原因の内容は監獄として亦一考の價値あらんか昨年以來軍需品の監獄に製造せらるゝ者夥多爲に材料の豊富なると彼等か時局に對する多少の奉公心とは幾分之か原因たるべきも畢竟監獄獎勵の功に外ならず當局苦心の結果大に見るべき者ありと雖

も收入増加の趨勢は延て獎勵の一方に偏傾し營養と勞動との比較を失し誤て衛生と衝突するの危険は生ぜざるか彼等が勞動は輕易なり時間短少なり社會の夫に比すべきもなきは何人も認むる所なれとも一は自由の人民たり食んと欲して食び飲んと欲て飲む加ふるに妻子の慰安するあり晚餐一杯の濁酒は身體終日の疲勞を醫するに足べく妻子の温情は精神一日の倦怠を慰藉して餘あり一は獄裏の内楚たり身邊一切の自由は刑罰の爲めに奪はれ食に制限あり飲に規則あり一言一行苟も規律の範圍を脱する能はず偶罷役の一令は僅に身體の休養を得ると雖も監房の正坐は尙身心の憂苦を繼續す鐵窓一夜の冷夢に終日の疲勞を補はんが巡吏の靴聲は尙々睡眠の鼓膜を警戒して精神の畏怖時時絶ゆることなし監獄規定の勞動も彼等が境遇に比較せば直に輕易なりと斷ずべからず然れども予は絕對規定外の勞動を否認する者に非ず時宜に依りては時間も延長すべし夜業亦妨なし否管に妨なきのみならず勞動生活の習慣を養成するに於て寧適當

り監獄の宗教は實に多數なり眞宗あり日蓮宗あり神道あり耶蘇教あり一面多數の宗教あるが如きも之皮相のみ彼等が宗教なる者は全く祖先の宗教にして自己の宗教には非ざるなり偶少數者の信仰を有するなきにあらざらんも彼等の概しては無宗教なり試に問へ彼等は本尊宗祖の名稱すら知らざるなり豈悉ふべき信仰を有する者ならんや信仰なき者に信仰を説く宗教者の任務のみ政府が監獄の教誨を任するに特に宗教者を以てしたる或は這邊の消息を洩したるに非ざるが之疑問の一なり

疑問々々疑問は百千にして足らず予は夢中に影を追ひつゝあるなり今其二三を擧ぐ他日更に高教を仰ぐの機あらん而已

〇二三の實際問題

在日 向 佐々木 祐 昭

私は監獄の事には至りて幼稚な者で御坐りますが聊か感じた所を述べて、餘白御隨意の所に御掲載を希ひ、博雅の士に質する考で御坐ります

の手段なりとす恐くは營養の之に伴ふや否是れ疑問の一なり

一監獄教誨の困難なる頑固不靈の心田を開拓して歸善の實果を收得する者豈容易の業ならんや寡妻に則り兄弟に至ると宜なる哉彼等を感化せんと欲せば宜しく家庭に始めざるべからず妻子を感化せんと欲せば先已を脩養すべし一身先成て妻子隨て化し吏僚先信して感化罪囚に及ぶ之自然の順序なり德望一監を風靡する人にして始めて功果の全きを見んか手段や方法や教誨欠くべからざるの條件たるべきも神聖なる感化は却て不言の間に行はるゝことあり不靈の根柢を改造する非凡の聖者に待たずして得べけんや爾りと雖も罪囚も亦感情の動物なり理に屈すべし情に泣くべし一時悔悟の發現するなきに非ざるも根柢にして動かすんは唯だ沙上の樓閣のみ不如佛陀微妙の感化に訴へ信念確立の地盤の上に歸善の實果を結ばしむ之上乗の策ならん言ふこと勿れ監獄の宗教は複雑なり一宗一派の専有に非ず強て信仰 促すは信教の自由を奪ふ者なりと爾

監獄行政に就て有形上の進歩發達と云ふ事は、先輩諸兄の大方も御異存がない様に承ります、私も同感であります、併し監獄の精神たる無形の心性陶冶の方面が發展しない様では折角の有形の方面の進歩發達も無意味に歸する事であらうと思はれます、監獄が實際惡を懲らし善を勧むる一種の精神病院てう名に協ふか否かは最も疑問であります、或人は、司獄官吏の多數は有形の事のみ奔走して無形の心性陶冶の方面には無智識であると云ふて憤慨された事もあります、夫れ然り、今日司獄官吏たるもの、上は典獄より下は押丁に至るまで此監獄の精神たる改良感化と云ふ事に着眼して居られるであらうか、最も多く彼等囚徒に接近する看守諸君が孜孜として此業に盡瘁して居るであらうか、私の喋々は要しませぬ、尚に長大息の至りであります、或人は監獄に惡事の傳習所であると云はれた事もあります、デト酷に過ぎた様な評ではあります、之れも此事業の成績が見えぬからの事でありましよ、併し私は思ひますに此の再犯者の減少せないと云ふのは、勿論此に至

難の業に堪ゆべき人物に乏しいからでもありませんが、極悪深重の彼等囚徒を狭き監獄の垣の内で感化し終らうと云ふ事は仲々容易の事ではありません、世の所謂人物養成でう大責任を學校教員のみで果し遂げる事は容易でありませぬ、否な不可能と云ふても過言ではありませんまい、感化の成績が顯著ならぬと云ふて、直に罪を監獄官吏に歸する如きは聊か偏した所見ではありませんまいか私は難じます、私は彼等累犯者の原因を分析しましたならば、其大方は出獄後の境遇即ち病後の不養生に歸する事であらうと思ふ、病院内の苦心經營も必要でありますが病後の養生が實に重要な事であり、吾人の實驗から考へて見るに同一の犯由にて入監し在監中は教誨を服膺し改悛の情ありし者が再び犯罪する事もあり又た改悛の情著しく見えざるが再犯の恐れなき者もあります、此等の實

例から考へて見るに、出獄後の注意は最も重要な事であり、之れに就ては已に先輩諸兄が論述し盡されましたが、未だ實行を見ないのは感化院免因保護院等の事であり、今の社會が此等の

して居る、現今の多くの出獄人の狀況調査法は此類に似ては居りますまいか、私は斯様に思つて居ります、今日の調査法は死物ではありませぬか、洵に無意味ではありませぬか、實際此一法規を活動せしむるには、直接に彼等出獄人を訪問教誨するに如かぬのであります、往々此訪問教誨の芽を出しかけた處のあるのは芽出度い事と思ひます、盛んに之れが實行を見たいものであります、斯様にして再犯者を防遏せうとするは、恰度大海の水を汲み盡さんとする様な拙な手段ではありますけれども、清浦農相の所謂、雖小必謹の教訓を實行すべき處であらうと思ふ

扱て此出獄人を訪問教誨するに當りて了解に苦しむ實際問題は附加刑の監視であります、此監視の性質も矢張り再犯防遏の一手段であらうと思ふ、爾るに實際は之れに反する事が往々あるものであります、其如何なる理由かは知りませぬが其然る所以は事實であります、左に附加刑の監視が出獄人に及ばず結果如何を參考に供します、此の二名共去る三月中に訪問教誨を致したのであります

事に頓著せないのは毎度ながら遺憾な次第であります、殊に今や國を擧げて軍事に熱中する時であるから、到底此等の事業は絶望であります、爾らば致方がないと云ふて袖手傍觀して居るべき事であらうか、洵に情けなき事ではありませぬか

此處に淺き小き説ではあるが、教誨師の職務たる出獄人狀況調査と云ふ一法規に靈活を與へ彼等累犯者の幾分たりとも救済すると云ふ事は、今日の急務であらうと思ふ、現今行はる、多くの調査法は其地方の警察又は市町村役場に囑托するのであります、或は本人に直接書信を往復する場合もあります、斯様にして彼等の行狀の一端を知るを以て出獄人の狀況調査終れりとする如きは聊か物足らぬ様ではありませぬか、下女のおタケが、モシお嬢サン、チヨと門前の八百屋へ行つて來ますから、此魚を猫が取らないか御番を願ひますと、お嬢サンに魚の保護を托し置き、下女は用事を済まして戻りて見れば、魚は早や猫の餌食となりてしまひ、お嬢サンは、コレおタケや、魚は猫が喰つたぞ、己れが能く見て居つたぞよと、得意に報告

詐欺取財初犯重禁錮十ヶ月監視六ヶ月

男子何某十九才
竊盜初犯重禁錮三ヶ月監視六ヶ月

第一に男子の方を訪問しました時の物語の一部分を申し上げます、實母は出獄人何某を連れて出て物語をしました

生活には洵に困りて居ります、御承知でもありませんが、此兒(出獄人を指す)の實父に當たる妾しの夫何某は昨年病死しまして、後に残りましたのは、此兒を頭にして二人の弟と一人の妹であります、外に七十才以上の私の老父母が御坐ります、都合七人家族で御坐ります、此頃は戦争の影響で不景氣で御坐いまして別けて困難をして居ります、此兒も亡父に左官職を習ひましたから、仕事があれば日に三四十錢位の儲けはありますけれども、何分刑餘の身でありますから、信用が薄いと見えて至りて暇で御坐ります、之れから五里も七里も在方へ出ますと亡父の得意先がおりますから、随分仕事もあらうと思ひますけれども、御承知の

通り監視付きの身でありますから、若し警察の御調べを受けまして、大切の得意先から嫌はれる様な事になりましたは却りて將來の不幸であると思ひまして、まあ監視中は私の膝元で育ててねばなるまいと思つて心配して居ります、昨夜も床に入りましたのは午後の十一時でありましたが何やら彼やら思ひ廻はして寝入りましたのは午前三時でありました、當家も少々の貯金がありましたけれども、今日では、すっかり費ひ果たして、實に貧に迫りて居ります、此兒の監視も矢張り御上の御保護で御坐りますから、有り難う思はねばなりませぬが、又た迷惑な事も御坐ります云云

第二に女子の方を訪問しました要領を極簡単に申し上げます、本人は不在でありまして、實父が物語をしました、

あれ(出獄人を指す)も監視中で御坐りますから、隣村の巡查派出所へ毎月御印を戴きに參りますが其地方の子守連が集りまして、あゝ此間監獄から歸りた娘は彼れでないか、あれは隣村の何某の娘でないかい、阿叔が痛監罪で入獄したのか云云と職を失ひ、之れが爲め妻たるの道、欠くもあり、子たる者の孝を行はざるもあり、兄弟不和となるものあり、或は近隣の感情悪しく商業上に迄も影響して、折々改悛の傾きあるも又たく自暴自棄の心を起し、濡れぬ先こそ露をも厭え、一度ドクくしい着物に身を染められた上は最早や甲斐なしなどと、再び憐むべき運命に陥るものも少なくないのであります、此等の種々の境遇の實際を見聞して應病與藥の訪問教誨をなす時は、彼等累犯者の幾分を救済する事が出来るであらうと信じます、勿論此等に至難の業でありますか

種々雑多に人の物笑ひとなる事が度々ある様子で御座ります、之れも本人を懲らす爲めかは存じませんが私は海に残念に思ひます、私はアレが監獄に居る時よりも、一層心が痛みます云云

如斯附加刑の監視なる者が折角警察の手を煩はすにも拘はらず、其實反對の現象を見る事は事實の證明する處で御座ります、二十一議會に元田代議士が刑の執行猶豫を提出になりましたが、此等は一得一失で渺なからぬ弊害があらうと思ふ、之れよりも、早く急ぐべきは監視廢止の問題であらうと思ふ、若し全廢する事が出来ぬならば、監獄官吏の自由に一任されても宜からうと思ふ、此等は不定刑期の如き弊害は無からうと思ひます、上に述べました出獄人女子の如きは、刑罰密行の精神にも背きはすまひかと思ふのです、誠に可憐なる少女ではありませぬが、私は監視に代ゆるに教誨師の訪問教誨の擴張を望む、上の實例は單に監視に就ての要點だけを摘舉したのみであります、此外に種々の事情があります、彼等が刑餘の人となつた爲めに、親たるの威厳を失ひ、夫たるの威

ら、單に威勢と理論を以て成績を見ようとするのは、枯葉を壓して澄水を搾らんとする類ひであります、斯様な乾燥な腦髓の御方は此事業には當底不適當であります、

諸君よ可憐なる極重惡人を濟度せんとする諸君よ胸中炎々として燃へて熄まざる愛の焰と滾々として湧きて盡きざる涙の泉を以て感化事業てう此光榮なる理想を生命として監獄の根本的本領を發揮するに勉められん事を切に望むで止まざる次第であります、諸君よ、先輩諸君の所説一捏ね廻した余が不敬の罪を御許し下さい

統計

明治三十八年二月末日現在全國在監人員表

(△減)

刑 事 被 告 人	三十八年二月末日現在		同年一月		比 較	
	男	女	合 計	末 日 現 在	末 日 現 在	前 月 二 比
四	四九、五五二	二、七九九	五二、三五一	五一、四九五	五五、四八五	八五六
刑 事 被 告 人	三、九一八	二二二	四、一三九	四、四四七	七、八二五	三〇八
第十八卷 第四號						△三、一三四
統 計						△三、六八六

四二

總計	札	國	十	綱	樟	沖	鹿	宮	熊	佐	大	福	長	三	高	松	高	德	松	鳥	山
兒																					
計	幌	館	勝	走	戸	繩	島	崎	本	賀	分	岡	崎	池	知	山	松	島	江	取	口
五、二、三、五、一	八、一、九	五、九、一	八、二、四	九、一、三	九、九、五	二、六、〇	七、四、七	三、六、五	七、六、四	六、八、一	六、六、三	一、四、九、三	一、四、一、〇	一、四、四、六	七、九、一	九、九、六	八、四、四	六、一、五	六、八、三	二、六、一	九、五、六
四、六、八	一、一	五	一	一	一	一	一	一	一	〇	一	二	二	一	三	三	三	二	一	二	七
四、一、三、九	一、一、四	一	一	一	一	八	八、〇	二、八	一、〇、三	四、二	五、九	八、五	二、〇、二	一	七、一	二、六	三、六	二、一	四、四	二、四	六、〇
八、〇	四	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	四	一	一
六、〇	四	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一	三	一	一	一	一	一	二	五	一	二
五、七、〇、九、八	一、〇、〇、七	七、一、八	八、二、四	九、一、三	九、九、五	二、六、八	八、三、一	三、九、六	八、六、九	七、三、四	七、二、四	一、五、八、三	一、六、二、六	一、四、四、六	八、九、五	一、〇、二、八	八、八、二	六、四、〇	七、三、八	二、八、六	一、〇、二、五

○明治三十八年二月末日現在全國囚人刑名別表 (△減)

[illegible]

第十八卷 第四號

統計

四四

審	總計	初犯	再犯以上
九	一六、六六〇 三二、八九二 四九五五二	一、六八八 一、一一一 二、七九九	一八、三四八 三四〇〇三 五一、三五一
九	一八、一〇一 三三、三九四 五一、四九五	二一、七三三 三三、七五二 五五、四八五	△ 二四七△三、三八五 六〇九 二五一 八五六△三、三四

○明治三十八年二月末日現在全國囚人罪名別表 (△ハ減)

官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス 附加刑ノ執行ヲ違ル 貨幣偽造 官印官文書偽造 私印私書偽造 賭博 謀殺 故殺 殴打 墮胎 猥褻姦淫重婚 誣告及誹毀 竊(次ノ三項)	男		女		合計	末日現在	同年一月三十七年二月末日現在	比較		三十八年三月中ノ新受刑者	前月ニ比シ増減
	男	女	合計	前月ニ比シ				前年ニ比シ			
	二二二	二	二二四	二二一	二五二	三△	三八	三七	三		
	八七	二	八九	八〇	二二三	九△	一二四	四九	一四		
	七七〇	一九	七八九	七八八	六七七	一	一二二	四五	二八		
	一五八八	一四	一六〇二	一六〇三	一三六五	△	一	二三七	三四		
	一五三七	二七	一五六四	一五六六	一七五五	△	二△	一九一	一七一		
	四三	一	四三	四四	六三	△	一△	二〇	一七		
	二〇六二	七一	二、一三三	一六五七	四、〇〇〇	四七六△	一八六七	一、三三〇	四九一		
	一五七九	一七六	一、七五五	一七六〇	一九〇一	△	五△	一四六	二七		
	一〇七八	四五二	一、五三〇	一五四三	一六三三	△	一三△	一〇三	四三		
	一、七七二	四七	一、八一九	一、八〇五	一九四八	△	一四△	一二九	二一五		
	六	二九	三五	三二	五一	△	三△	一六	一七		
	二四九	二七	二七六	二九二	三三三	△	一六△	三七	一三		
	五二	三	五五	六〇	六八	△	五△	一三	四		
	二四、六六二	九五、二五	六、一四二	五、一六三	二四、三九三	四五	一二二	二、九九〇	五九四		

○明治三十八年二月分上訴人員表

(監獄別)

推	田野山林牧場ニ於テ	一五五	三	一三六	丁四四	一八七	八八	五一	一五
產物ヲ盜ム	五〇	一	五〇	三三三	六七	一七	八	二五	二
遺失物(明治二十三年)	四二九	一七	四四六	四四三	四二一	一〇三	一七	一五	一一
盜	四、一一	一六	四、一二七	四、一〇七	四、二七〇	二〇	一四三	二七	三〇九
遺失物埋藏物ニ關ス	四、一一	二	一六	一五	三九	一	二二三	六一	五六
詐欺取財及受寄財物	四、二二七	一三二	四、三六九	四、三六七	五、二六三	二	八九四	七四九	二四〇
竊物ニ關ス	一、九二九	七二	四八八	二、四一七	八一七	二六	一三二	一七二	四三
放	七〇	二	七二	七四	二、四五七	一	四〇	四五	七
家屋物品ヲ毀壞シ	七三四	二〇一	九三五	一、〇二二	八八	二	一六	一七	四
物ヲ害ス	一、五三四	四六	一、五八〇	一、六二二	二、一二三	七七	一八六	四二三	四七五
津警署並ニ廳府縣命令違反	二、七九九	五、二三五	一、四九五	五、四八五	八五六	四〇	五四三	四三七	七〇
以上列記ノ外	計								
總	四九、五五二								

東		監管院訴訟	
東横千水字		監獄別	
都宮月莫濱京		前月ヨ 越員	
二〇一		區裁判所ノ 判決ニ對シ	
九二四三		地方裁判所ノ判決ニ對シ	
三一一二一		管内	
一〇二四一五三		監訴院所ノ判決ニ對シ 未決ノ者 押送	
四一四五一		他管送	
九六		控訴院ノ判決ニ對シ	
二四		上告破毀ノ上移送サ 者	
一三		月未現在 上訴人員	
一九九			
六			

屋古名	版	大	京
安名	島高高德和富金藤岡神奈堀京	新長甲野前	浦
濃古	歌		
津屋	取松知島山山澤井所山戸其川都	鴻野府岡橋和	
二九	四一五三一三一三一三	二四七八	一七三七五一
一	四一二一一一一一一一一一	一一一一一	一一一一一
一六	三一四六四五四二六六五〇八	二五二五五五	二五一一三二
二	一一一一一一一一一一一一一	一一一一一	一一一一一
七	一一一一一一一一一一一一一	一一一一一	一一一一一
二	一一一一一一一一一一一一一	一一一一一	一一一一一
四〇	三三三三三三三三三三三	二五五七	二五一一三二

館	城	宮	崎	長	島	廣
札園青	秋盛山福宮	冲宮鹿熊大福佐長	松松山廣			
嶋館森	田岡形島城	繩崎島本分岡賀崎	山江口島			
一五七三	六二三八七八	一四五一二七五	一七五	四一一	四二	
三	四一一一一	一一一一三一一二	一一一一一			
二四三八	一八一四〇三	一五四七七八四三	一四四〇九			
九	三一一二	一二二五四五一一	二三五一			
三	四一五	八五	二〇			
四	一六	一四	七			
九	一一	一一一一一一一一一一	一一一一一			
八七五	九四二一七一一	一二二五四五一一	一四八	二三五	四四	

(備考)

×印へ前月ヨリノ越人員ニシテ尙月末押送未済ノ者ナ

雜 錄

○八王子女監の過去

現在の狀況

八 女 生

教育は果して罪惡防制上唯一の利器なりや否や經驗淺き予輩之か解決に苦しむ處なり然りと雖とも教育ある者は比較的犯罪者少なく不完全なる教育若くは全然教育なき者に於て犯罪者多きことは事實の證明する處なるを以て教育は少くも罪惡防制の一要件たるべきは勿論已に罪惡を犯したる彼等罪囚を矯正感化する上に於ても亦た至大の關係あるべきを信す故に監獄則には幼年囚及び懲治人には強制的教育を施すべきことを規定せり又た一面

には看讀書籍の範圍を大に擴張し威化若くは紀律を防げざる限りに於て殆んど書籍の種類に就ては制限を加へざるものゝ如き其の精神のある處蓋し十六歳以上の囚人には成る可く自修的教育法に由て之を啓發せんと欲するに外ならず故に當監に在ては三十六年八月女監設置以來は一般女囚に對し紙石盤の購求下附を許し自修の便に供せしものみならず苟も假名文字にても自書し得る者に在ては書信は勿論物品の購求若くは下附を出願する場合に於ても其願書を凡て本人自ら之を認むる事とし事故の爲め止むを得ざる場合を除くの外は斷して代書を許さず陰に陽に文字を學ぶの必要なる旨趣を説示するに努めたりき之か爲めにやあらん彼等は

の旨趣を示し併せて志願者は女監取締迄申出つべき旨申渡したるに其翌日に至り出願するに至りし者六十有餘名の多數に及べり此の出願者總てを許容すること能はざりしは寔に遺憾なりしと雖とも當時の事情止むを得ざるに出つ素より既設に係る適當なる教場あらざるは勿論之か戒護に従事し及之か教授に従事する特別任務者あるにあらざれば何れも晝間一定の勤務を終りたる女監取締の内より之を撰み居残り勤務に服せしめざる可らざるのみならず女監取締には限りあり特に夜間房外に出し恰も戸締なきか如き教誨室に於て教授せざるを得ず旁々出願者に對して制限を加ふるの必要を認め大體に於て左の如き標準を設けたり

- 一 行狀善良にして逃走の虞なきもの
- 一 満二十歳以上三十五歳未満のもの
- 一 刑期六ヶ月以上のもの
- 一 前項に拘はらず個人詳察の上特に學業を授くべき必要を認めたるもの

以上の標準に依り出願者六十有餘名の内より三十二名を撰定し三十七年四月一日より夜學を開始し

たり而して固と監獄に於ける強制的教育即ち幼年懲治人に對する學業は小學程度にあるを以て夜學開始の目的も亦た此の精神に外ならず他日放免後一家を經營する上に於て日用の計算及び自用を辨するに足る普通の往復文を認め得れば可なり故に前記標準各項範圍内にある者なりと雖とも小學卒業以上の者及び同等の學事素養ある者は之を許可するの必要なきも始めて夜學を開きたる所謂創業の際なれば試みに是等相當教育ある者をも併せて許可することゝなしぬ

當時撰定の上始めて夜學を許可したる三十二名の者の學事程度を掲ぐれば左の如し

- 二十一人 全く文字を知らざるもの
- 五人 稍々假名文字を讀書し得るもの
- 四人 普通往復文を讀書し得るもの
- 二人 高等小學卒業程度のもの

教授時間は罷役還房後より二時間とし學事と裁縫とを隔日に教授す今毎週に於ける教授科目を示せば左の如し

月曜 算術

火曜 裁縫

水曜 讀書

木曜 裁縫 金曜 習字 土曜 裁縫

夫れ吾國女子に於ける學事の程度は概して男子に及ばざること遙かに遠し是國情の然らしむる處止むを得ざる結果なりと雖とも裁縫の如きに至りては然らず裁縫は吾國古來よりの習慣否國風として女子専門に屬する一の技術なるか如き觀ありき故に女子にして若しも裁縫の心得なからんか其耻辱文盲よりも一層甚しかるべきを覺ゆるならん予の未だ實地を觀察せざる以前予は想像すらく如何に罪囚の身なればとて齊しく女子なる以上は不具者無能力者にあらざる限りは自己着用衣類の破綻や雑巾位を縫ふこと能はざるものよもあらざるべしと然るに事實は全く之に反して只に裁縫の心得なきのみに止まらず針の持ち様をも知らざるもの多々之れあり目下百七十人餘の女囚を收禁するも其内裁縫の心得あり他人の手を借らすして一枚の衣服を裁縫し得るもの幾人かある數へ來れば僅かに四五名に過ぎざる狀況なり此の一事を以ても彼等の大多數か如何に不完全なる家庭に生長せしかを想像するに餘りあり又た如何に彼等の大多數か不

幸なる境遇にありしかをも豫知するに足る嗚呼彼等は不幸女なり斯の不幸女をして再び不幸の境遇に陥らしめざらんと思ふに非とも女性として心得へき一通りの業務を授けざるへからず就中裁縫の如きは一家を經營する上に於て最も必要欠くへからざる女子獨得の業務なるを以て夜學開始と共に裁縫をも併せて教授するに至りたる所以なり

○東京市の貧民 (二)

孤 村 生

貧民の生活狀態にも自ら上下の階級がある、貧乏世帯の中に上等の部と下等の部がある、地方の貧民といへば其生活の狀況も略想像し得るのであるが東京の貧民狀態は地方人の想像し得ぬ醜態極まるものがある、是れが都鄙の異なる點であらう世界の大首府で富の輻湊する倫敦には巨萬の富を有する者の數多くあると共に、朝に夕に飢に泣く貧民が多くて其數十萬に上るといふことである其貧民中には日出づるより日の入るまで赤裸同様の姿で

市中の溝渠に入潤りて泥中に俯仰して、金屑やら草切れやら種々の片屑を拾ひ上げて其日の食料を得る者が少からぬと聞いて居るが、東京にも其一部を認めることがある、それは小石川の砲兵工廠の前を通つて見れば、袖は臂までの筒袖で尻切り神經のようなものを着て、底の深い箆を以て、河中一河と申しても掘開した溝である一の泥を掬ひ上げて其れを水の上層で搖り落して、箆の底に残る物質を拾ひ取るのである、併し之れは毎日の仕事にはならぬ時偶まのことである、何物を拾ふのであるか或人に問ふたところが、金物や草屑が目的にはない、御承知の通り砲兵工廠では蒸氣機關の運轉に夥しく石炭を要する、そこで毎日船から陸揚げする途中大小の石炭塊が河中に落ちて底に埋まつて居るのを拾ひ上げる、又石炭の糟粕……コークスを砲兵工廠から賣下けを受けて船に積み込む途中に於て多少轉かり落ちて水底にあるものを拾ひ上げるのであるそふである、其上流にも同じ其扮装で仕事をして居る者がある、これはと見れば同じ仕方をやつて居るけれども拾ひ上げる

ものは異なる、何にかと云へば金魚や鯉の餌食にする子魚である、これは金魚商に賣るのである、諸君か東京の縁日に遊びに出てられると處々に金魚を賣つて居る其金魚商は金魚や鯉を賣るばかりでなく、金魚や鯉の餌を賣つて居る……東京ではこんなものでも價值になるのである、故に一つの業務として糊口の料になる譯である、斯様な仕事は地方では求めても無いので想像も出来ぬ……東京の貧民の業務の一つである、少しく餘談に涉る嫌はあるが東京貧民中の情怠者で乞食するでもなく働くでもなく其日を過す一種族がある、東京に住居した人は御承知であらうが東京市中の家は庭園が少くて寧ろ庭はないと云ふてよろしい、それで木炭の空俵は家の前後の通路等に捨てる若くは捨てるでもなく藏めるでもなく家の周圍に出して置く爾ふすると身には襤褸を纏ふた男が其邊を彷徨いて其空俵を持て行つて仕舞ふ、其空俵を何にするかと調べて見ると焼芋屋……東京には焼芋屋が多い……其焼芋屋に持つて行くのである、スルと焼芋屋は甘薯を焼く燃料にする、聞く處が木炭

の空俵を燃料として甘薯を焼くと實に良く焼けるので炭の空俵を歓迎する、故に空俵を一個持つて行くと報酬として焼薯を二個呉れる、これで日腹を満たすと云ふ寸法である、それから又東京では家の裏庭がないから塵芥の投棄に困まるそれで各家共其周囲の或個所に塵箱を一個づゝ置いて塵芥を投棄する、ところが其中には飯の残物や魚肉又は野菜梅干等の食ひ餘しまでも投げ入れる、それを一人の男が來て塵箱の蓋を開けて其中を探し廻はして取つて食ふ、土砂の塗れてあるものは草の上に載せて其附近の井戸から水を吸み洗ふて食ふ少々腐敗したものでも一寸鼻先で嗅いて食ふのである、腹が膨れゝは寝たり起きたり其處此處と徘徊して居る、寝るには停車場の共同便所の隅に圃の石段を枕して寝て居る、上野停車場の共同便所に三人ばかり相擁し相摩して寝て居つたを實見した、彼等の食ふところ寝る状を見ると嘔吐を催ふすのであるが彼等自身は全く無頓着で衛生も絲瓜もあつたものではない、東京貧民の一種族には慙いふ淺ましい者がある恐らく地方では絶無であらうと思ふ、

前回述べた如く彼等貧民の収入は至つて微々たるものであるから生活の困難は申すまでもない、併し無い袖は振れないの諺の如く何如に苦心しても生活の差引勘定は付かないのであるが、其れには融通の利く途がある、米の一升十六七錢のものを夫婦で一日の食糧に充てるとすれば餘すところ幾許もないからソンの不經濟はせぬ勿論米の一升も買ふことの出来る日は彼等の豊年であるがソレでは永續きはしない、そこで彼等最下級の貧民は常食として残飯を用ゆるのである、残飯といふのは兵營又は士官學校若くは多數の労働者を使役する會社から施與的に拂下けるのである其拂下を受けるのは彼等細民に關くへく業務とする一間屋商人で、拂下になる残飯とは兵士生徒職工の食ひ残し物であるから満足なものはない飯ばかりではない汁かけ雑炊や澤庵の切端や魚類の尾端野菜の切屑杯錯雜狼藉たるものであるが彼等は喜んでこれを購ふのである、問屋が残飯を四斗桶に詰り荷車に積込んで持つて還へると貧民は各氣、飯櫃、井鉢

小桶を以て購ふべく其鋪前に駆付ける、この残飯問屋は下谷萬年町にも四谷鮫ヶ橋にもある、白紙に「めし大安賣」杯と書いて貼り出してある、私が下谷萬年町を巡つた時は恰と十二時頃であつたが十一二歳の少女が一個の箆を前掛に覆ひつゝ購ひに行つた少女は「お飯を二錢がお呉れ」と叫んだ、すると亭主然たる男が「お菜かお飯かい」「ウンお飯だよ」「爾ふかよ」と串戯半分に飯を箆に八分目位容れて呉れるといふ調子、残飯は衛目で賣るのは一貫目十五錢位、一貫目あれば妻子五人の家族は露命を維き得るのである残飯の重寶かられるも無理はない、父母妻子の有る者は少許の収入で多人數を養ふのであるから餘儀なく残飯に頼るのであるが獨身者となると多くは他人の長屋に同居して一の鍋釜も一の膳枕も持たぬ此等の者は三度々々廉直な飲食店に這入り込む、飲食店にも上中下いろ／＼がある餘り資本を要せぬ商法であるから貧民で商つて居る者が多い表軒並に店を張つて居るものもあるが多くは雜沓する辻々に露店を張る下等飲食店である櫓行燈や表障子に赤文字で「牛め

し」「有合せ酒肴」杯と大書してある此の下等飲食店へは彼等貧民は大威張りて這入る、其處で彼等に供せらるゝ食物は何であるか曰く、牛肉飯、馬肉飯、大福餅、切餅、田舎團子、こは飯、麵麭の附焼、焼鳥、焼芋、煮込み、蕎麥と云ふ類である然かし三度なからこん物を澤山食ふ譯ではない、彼等の収入の多きときに勞力を慰める爲めにするのであるから収入の少いときは只一切れの餅、一碗の飯に喉を鳴らして願へ出ることも少からぬことである、以上の食物は名を聞けば美味そふであるが現物を見れば案に相違到底普通人の口にすへきものではない牛肉飯馬肉飯と云ふても之れは肉の屑を細かに切り葱の少々も交へて煮込んだものを井に盛つた飯の上にかけて出す、大福餅切餅田舎團子これ皆舌障りの悪い普通人の咽喉を通すことの出来ない粗末のもの、焼鳥と云ふても無論満足のものではない、私は曾て飼犬が病氣に罹つたか朝から何物も食べぬから外出の歸途に露店に入つて焼鳥を一本一錢の分と五厘の分とを三四本づゝ買つて來て犬に與へた、ところが一錢の分らな

食ふが五厘の分は食はぬ、贅澤な犬たと思ひつゝ、其五厘の焼鳥を見ると食はぬも道理、肉ではない全く鳥の臍物である、これには自分も驚いた犬も食はぬ鳥の臍物、彼等貧民は食ふのであるか更に彼等の常食にあらず慰勞の副食物であると聞いては如何としても憐れに堪へぬことである其他煮込みと名づくるものも其種料を見れば實に嘔吐を催ふすのだ、食物のことは先づ此位にして措かう

○懲治人年齡級の大變化

進藤正直

新入懲治人増加の趨勢に就きては、余輩曾て之を本誌上に述ぶる處ありしが、最近の統計に由れば益々其割合の増加せるを見る(左記第二表參看)即ち明治三十四年に在りては、新受刑幼年四百中の幼年懲治人が六人三分に過ぎざりしもの、爾後年々遞増して昨三十七年に至り十人七分の多數に達し、其差増實に四割強に當れり、此趨勢にして止むなくんは年々四千の新受刑幼年因が、過半懲治處分のものたるに至らんも亦甚だ遠き將來に非ざる可きか。

只夫れ其内容に於ても亦同等の割合に依りて増加しつゝあるか、換言すれば該趨勢が各年齡級を通して並行的のものなるや否や、此問題たる實は從來多く吾人の注意する處とならざりし、蓋し二三の地方に就ては時に之を觀察するの機會なきに非ざりしも、司法省刊行監獄統計年報上、懲治人の年齡調は大體入場時の年齡に依り、且つ瘡痍者与其他とを合算しあるのみならず、幼年級を別ちて十六歳未満及び十二歳未満の二者とせるに過ぎず爲めに全國の幼年懲治人が果して如何なる年齡級に於て増減しつゝあるかを知ること困難なりしが余輩は頃々之を調査するの機會を得、其結果頗る趣味多き事實を發見したるを喜ぶものなり、左に掲ぐる第一表は則ち是れにして之を一覽せば蓋し何人も其極めて規則正しく、而かも非常たる大變化に驚かざるを得ざる可し。

今少しく之が説明を試みんに、最近三十七年に於て第一の多數に居るは、十六歳未満の三十九人九分にして、十四歳未満は三十七人、十二歳未満は

二十三人一分なるが、遡て之を五ヶ年前即ち三十二年の事實と比較せんに、先づ其中間に位する十四歳未満の者は、百分比例に於て約十人即ち三割強を増加せり、左れと是れ未だ以て著しき變化と云ふを得ずと雖も、十六歳未満の上級者に至つては、同三十一人即ち實に四倍以上の激増を示せる其一方に於て、十二歳未満の下級者が同四十人即ち六割強を減少したり、豈に驚く可き増減に非ずや。

新入幼年 年齡別百分比例

新入幼年	十二歳未満	十四歳未満	十六歳未満
明治三十二年	三九六	二七八	九一
同 三十三年	三一九	五〇四	九一
同 三十四年	二七四	五〇〇	九一
同 三十五年	三二九	三六五	四四一
同 三十六年	四〇一	三〇四	三六九
同 三十七年	四一九	二九一	三三〇
最近三ヶ年平均	三八三	二九一	三三〇
前三年平均	三三〇	五五八	三三六

▲新受刑幼年因ト幼年懲治人トノ割合累年比較表

明治三十二年	同 三十三年	同 三十四年	同 三十五年	同 三十六年	同 三十七年
新受刑幼年因	三九六	三一九	二七四	三二九	四〇一
幼年懲治人	三九六	三一九	二七四	三二九	四〇一
割合	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

▲新入幼年懲治人監獄別表 (明治三十七年)

新入幼年懲治人	浦和	新沼	宮城	山崎	水戸	神戶
浦和	八	七	七	七	六	五
新沼	八	七	七	七	六	五
宮城	八	七	七	七	六	五
山崎	八	七	七	七	六	五
水戸	八	七	七	七	六	五
神戶	八	七	七	七	六	五

靜岡青森及大分ノ三監獄ニハ事實ナシ
東京ハ市谷及巢鴨ヲ大阪ハ堀川ヲ包含ス

東
生

左に摘録御執道致候

づるものなり、又生活困難なるが爲め食物を掠め取るとき他より目撃せらるゝ時は甚しく耻を感ず縦し目撃せられざるも自ら耻づるものなり、即ち此の二に羞耻の要素なり或人は衣服は羞耻に要素なりと云ふも之は根元的にあらずと信す、羞耻は其度を重ね習慣となるに至つては耻しからず羞惡の念は薄らくものなり故に一人種の狀態を見て他の人種を笑ふべきにあらず

大塚小一郎氏は曰く感化事業の目的は不良少年を感化するにあり、此事業を研究し完整せんには生理上よりも考查せざるへからず、彼等の身體は普通とは異なる點あり頭蓋は歪み眼は異様の光あり耳は遠し胃腸も軟弱なり、神經系統は普通人と異なるを以て斯る特徴に向つて注意を拂はさるへからず殊に利己主義にて世界は自己の爲めに作られたるが如く思惟し非常に自儘暴慢なり極めて不順序に亂調子に一時に金錢を獲んとせり此等不良少年を改良するには身體上及精神上の二方面より研究して普通人と異なるなく善の方面に旋轉せしむるこそ社會の義務なり

大觀 一、二、四

●女百人以下ノ監獄
 鳥取 八三
 ●新受刑幼年囚
 總數 四、一五七（女六六九）
 前年ニ比シ（増）四八一
 ▲三百人以上ノ監獄
 蕨町 四三八
 大阪 三六四
 ▲十五人以下ノ監獄
 和歌山 四
 盛岡 二
 甲府 一一
 沖繩 九
 ●附加罰金ノ換刑者
 總數 男二五、四二八
 女二七、〇五四

前年ニ比シ(減)四、五〇

▲男千人以上ノ監獄	前橋 一、四一七	大阪 一、二一七	▲男百人以下ノ監獄	堀川 四	沖繩 九五	金澤 九六
▲女百人以上ノ監獄	神戶 一、三三二	▲女十人以下ノ監獄	鳥取 六	盛岡 七	福井 七	
▲女百人以上ノ監獄	廣島 一、二四二	▲女十人以下ノ監獄	廣島 一〇三			

總數 二五六(女一五五)

▲十人以上ノ監獄 前年ニ比シ増三〇
 神戶 三一 長野 一五 秋田 一五
 岡山 一一
 ▲實ノナキ監獄
 福井 松江 長崎 沖繩 俣戸 十勝

●假出獄

總數 四〇(二女二七)
 前年ニ比シ増五五
 ▲十人以上ノ監獄
 三池 三〇 宮城 一六 岐阜 一一
 神島 二五 京都 一六 秋田 一一
 神戶 一八 大阪 一六 水戸 一一
 神岡 一八 横濱 一四 新潟 一一
 ▲孝實ノナキ監獄
 東市

●新懲治人

總數 四二八(女三六)
 前年ニ比シ増八二
 ▲十五人以上ノ監獄
 横濱 六三 千葉 二二 高知 二〇
 神川 五五 浦和 二〇 神戶 一八
 名古屋 四五 宇都宮 二〇 札幌 一五
 ▲孝實ノナキ監獄
 東京 仙臺 青森 大阪 宮崎

●新入刑事被告人

總數 男一〇三、九二二 計 一一、二七四六
 女一八、八二四

●一日平均ノ在監人

總數 男五七、七八四 計 六、一四〇三
 女三、六一九
 前年ニ比シ増一、二七
 ▲男千五百人以上ノ監獄
 大阪 三〇五五 神戶 二〇七一 長崎 一、六九七
 名古屋 二、三五六 廣島 一、九四五 三池 一、五〇〇
 果崎 二、一七 福岡 一、七四五
 ▲男五百人以上ノ監獄
 神戶 二八九 福井 三三三 盛岡 四二一
 鳥取 三二二 富山 三五二 金澤 四二五
 ▲女百人以上ノ監獄
 神戶 二〇九 京都 一一一 前橋 一〇〇
 廣島 一四〇 福岡 一一三 長野 一〇〇
 東京 一二九 市谷 一〇九
 ▲女三十人以上ノ監獄
 神戶 一五 宮崎 二六 金澤 二九
 福井 二三 鳥取 二七

●在監人ノ逃走者

總數 一四九(女二)
 前年ニ比シ増三

●七人以上ノ監獄

▲七人以上ノ監獄
 京都 一二 大阪 九 千葉 七
 東京 一二 青森 八 岡山 七
 ▲孝實ノナキ監獄
 水戸 仙臺 鳥取 宮崎 樺戸 福井 盛岡
 高松 鹿兒島 富山 山形 佐賀 札幌

▲男三千人以上ノ監獄 前年ニ比シ減一三、〇四〇
 東京 八、七二九 福岡 四、二八七 長野 三、四九九
 神戶 五、五二五 神戶 四、二五四 前橋 三、二九三
 名古屋 四、三三一 廣島 三、五二一
 ▲男千人以上ノ監獄
 沖繩 四六三 鳥取 五六五 福井 六六二
 大阪 五三一 金澤 五九〇 盛岡 八五五
 ▲女三百人以上ノ監獄
 神戶 一、二六四 神戶 四三〇 福岡 三〇五
 東京 四六四 神川 四二〇
 ▲女五十人以上ノ監獄
 鳥取 三九 沖繩 四三

●新入別房留置人

總數 三、〇五四(女一八三)
 前年ニ比シ減二、〇〇一
 ▲百人以上ノ監獄
 果崎 三三五 市谷 三〇三 函館 二四三
 大阪 三〇八 札幌 二六八 横濱 一三九
 ▲五人以下ノ監獄
 神戶 一 宮城 二 甲府 三

●新入乳兒(監内出生產子包含ス)

總數 五七七(女二八九)
 前年ニ比シ減一、三三六
 ▲二十人以上ノ監獄
 神戶 二五 仙臺 二六 福岡 三三
 堀川 二五
 ▲五人以下ノ監獄

●在監人ノ懲罰

總數 三八、九四七(女八九一)
 前年ニ比シ増一、一六四
 ▲千五百人以上ノ監獄
 果崎 五、九四五 三池 二、四五六 廣島 二、五八八
 神戶 一、七三九
 ▲百五十人以上ノ監獄
 神川 四三 宮城 一〇〇 徳島 一四八
 東京 八八 俣戸 一四六

●在監人ノ病者

總數 男一六五、四二五 計 一七三、四五三
 女一八、〇二八
 前年ニ比シ減六、二四二
 ▲男七千人以上ノ監獄
 東京 一一、二七一 大阪 九、二二六 宮城 一〇、六一一
 浦和 七、五三三
 ▲男七百人以下ノ監獄
 盛岡 三九七 青森 四六五 金澤 五〇九
 ▲女五百人以上ノ監獄
 東京 七五八 京都 五四三 神川 五三六
 ▲女三十人以上ノ監獄
 金澤 一七 青森 二六

●在監人ノ死亡者

總數 一、二九(女六九)
 前年ニ比シ増二五
 ▲五十人以上ノ監獄
 長崎 五六 大阪 五一 三池 五〇
 ▲五人以下ノ監獄

●監獄作業ノ收入
總數 九九七、三五三
外ニ他工錢ヲ出セシテ整理シタル作業ノ料定工銀
金貳拾九萬千、參百九拾圓、八、九一八、九一八
前年ニ比シ(減)八八、九一八、九一八

▲參萬圓以上ノ監獄
三池 六五、四三八 名古屋四五、四三三 長野 三二、五三〇
大坂 六一、四七〇 栗駒 四五、〇五九 小菅 四九、八一七
前年ニ比シ(減)八八、九一八、九一八

▲參千圓以下ノ監獄
東京 二、五三四 奈良 二、八〇八 鹿兒島 二、八三三
前年平均 六、七〇
前年ニ比シ(減)二、八〇八

●官司業一人一日ノ工錢

▲拾圓以上ノ監獄
大坂 一〇、三八 名古屋 一〇、八八 福岡 一一、五五
▲四圓以下ノ監獄
三池 一四、三二 東京 三四、四三 山形 三五、五五
福井 三二 長野 三四、四三 宇都宮 三六、三六

●受負業一人一日ノ工錢

▲八圓以上ノ監獄
三池 二〇、八八 網走 九四、四四 小菅 八五、五五
十勝 一二、二二 岐阜 八七、八七 榎戸 八五、八五
▲參千圓以下ノ監獄
前年ニ比シ(減)四、四四
前年平均 五、九

●在監人ノ所持金(年度末現在)

總數 六三、五九七
前年ニ比シ(減)七、四九六
▲參千圓以上ノ監獄
長崎 三、九七〇 三池 三、六五六 東京 三、五九七
▲參百圓以下ノ監獄
沖繩 四、七 鳥取 一五、三 奈良 二八、一
總數 一〇、四三九
前年ニ比シ(減)六、八九

▲三百五十人以上ノ監獄
大坂 三八〇 神戸 三四八 名古屋 三二七
▲百人以下ノ監獄
鳥取 八二 沖繩 八四 福井 九二
●看守女監取締ノ懲罰
總數 八、三七〇
前年ニ比シ(增)四、四

▲三百人以上ノ監獄
高松 五〇八 京都 四三二 松江 四〇七
三池 四三六 神戸 四〇九
▲五十人以上ノ監獄
浦和 二九 宮崎 四〇 富山 四七
市谷 三一 徳島 四一 仙臺 四七
熊本 四〇 名古屋 四二

●附錄

(一)監獄ノ數(年度末現在)
前年ニ比シ(增) 四

長野 三〇、三三 長崎 三三、三三 奈良 三一、三三
宮崎 三三

●官司業ノ給與錢

全國平均 二、五五
前年ニ比シ(增)減ナシ
▲參萬圓以上ノ監獄
大坂 三七、五五 福岡 三六、三六 神戶 三六、三六
▲參千圓以下ノ監獄
鹿兒島 一三、三三 佐賀 一六、三六 札幌 一六、三六
前年平均 二、一四
前年ニ比シ(減)二、一四

●受負業ノ給與錢

▲貳萬圓以上ノ監獄
三池 七七、七七 岐阜 二九、二九 札幌 二五、二五
十勝 三一 岡山 二五、二五 榎戸 二五、二五
▲壹萬圓以下ノ監獄
沖繩 九、九 鹿兒島 一一、一一 奈良 一一、一一
宮崎 一一 長野 一一、一一

●在監人ノ領置工錢

總數 三六、七、四四一
前年ニ比シ(增)八、六六六
▲貳萬圓以上ノ監獄
三池 七、四六八 十勝 二、三、四八七 網走 三〇、六七四
榎戸 二、二七五
▲千圓以下ノ監獄
市谷 九、八三 沖繩 一、〇二四 福井 一、〇九五

●出張所

分 計 監 六九 同 同 二四
合 計 一五〇 同 同 一六
(一)警察留置場ノ數(年度末現在)
總數 一、三四〇 前年ニ比シ(減) 二
(二)監獄ノ地所坪數(年度末現在)
總坪數 三、四、六六坪 前年ニ比シ(減) 三、六、六六坪

(三)在監人員(年度末現在)
總數 五、四、九四六 前年ニ比シ(增) 五、四、八二
▲參千圓以上ノ監獄
長崎 五、四八二 三池 五、四八二 東京 五、四八二
▲參百圓以下ノ監獄
沖繩 五、四八二 鳥取 五、四八二 奈良 五、四八二
總數 五、四八二 前年ニ比シ(增) 五、四八二

(四)外國人ノ新受刑者
總數 七五 前年ニ比シ(減) 一四
(五)新受刑四人ノ罪名別
盜 四〇、七五四 偽造 二、一六六
賭博 二六、七五九 違警 七、三、八五三
詐欺取財 一〇、三四一 諸條例 一〇、六〇一
毆打創傷 四、〇四九 其他 七、二〇〇
監視違犯 二、一八三 總計 一八、一、三四
私印私書偽造 二、一八三

(七)新受刑四人ノ犯數別
初犯 一、六、四、五九 三犯 一、三、六三一 五犯以上 一、二、九二九
再犯 三〇、九四三 四犯 七、一七二 總計 一八、一、三四

(八) 新受刑四人ノ年齡別

十六歳未満	四、一五七	五十歳未満	二六、六三六
二十歳未満	一八、六一八	六十歳未満	一一、一五八
二十五歳未満	三六、五三五	六十歳以上	三、五〇四
三十歳未満	三五、二八一	總計	一八一、一三四
四十歳未満	四四、二四五		

(九) 新受刑四人ノ職業別

自由業	三、六七四	商業	一六、一九〇
農業	四五、七二三	勞働者	一五、二二〇
漁業	三、六四七	其他	二八、二九六
礦山業	二、二三四	無職業	四四、〇一二
工業	二、一三八	總計	一八一、一三四

(一〇) 八種傳染病

患者總數	五二	前年ニ比シ(減)	五四
死亡總數	一二	同 (減)	一八
患者總數	一、四三三	前年ニ比シ(増)	九一
死亡總數	三〇一	同 (増)	二〇

(一一) 監獄ノ經費 (三十六年度決算)

俸給及諸給	三二四、〇六〇	雜給及雜費	二、一六六、六九一
監費	一八六、二一七	在監人數	二、八九三、九三一
修繕費	九〇、六四〇	以上經常部	五、六六五、三四四
死傷手當	一〇一、一〇一	警備費	三四二、二七七
賠償及訴訟費	一、〇一五	災害費	三、四二、二八七
内閣旅費	四、六八九	總計	六、〇〇八、二二一
(一三) 監獄ノ收入	三十六年度決算		

に二年間執行猶豫を言渡され即日檢事の指揮に依り釋放せられたりと

○ 蓄音器を以て立證す

最近外字新聞の記事中裁判所に於ける立證に蓄音器を用ひたるの事實あり、事は伯林の裁判所に於て原告ジャコブゼン對被告ゲルソンの訴訟事件の審理中原告は口約を爲せる負債償却の要求を提出したるに被告は償却の約束を爲したる覺へなしと云ひて之れを拒みたり是に於て原告ジャコブゼンは證據物として携へ來りたる蓄音機を動かし始めたるに微妙なる音聲を發し相互間の口約は淀みなく明瞭に聞取ることを得たり依て判官は其要求を是認し原告の勝訴と判定したりといふ技術の進歩器械の利用驚くの外なし

○ 宮城監獄の不用戒具

宮城監獄に於ては元仙臺監獄より引繼を受けたる囚人護送用連鎖及錠の不用に屬するもの百四十本あり同監に於ては今後使用するの見込なく其儘保

○ 神奈川縣警察の果斷

神奈川縣警察當局者は密賣淫取締の勵行を期するが爲め賣淫の容止媒介を爲す所謂淫賣宿を業とする銘酒屋の門前に巡查を派し男子の出入せるを見れば一々嚴責することゝしたり之れが爲め各銘酒屋店にては客足絶へ業務を營む能はず賣淫婦を抱へて生計に難むに至れるより近來はポツ／＼廢業するに至れりといふ其果斷極めて美し其實行極めて難し當局者奮勵有終の成果を齎すへし

○ 執行猶豫の實現

本月一日官報を以て發表せられたる刑の執行猶豫の實例は翌二日東京區裁判所に於て宣告せられたり、被告人は東京監獄拘禁中の屋外竊盜犯男(安政四年生)なりといふ本法發布後刑の執行猶豫は之れを以て嚆矢とす、因に同被告人は刑の言渡と同時に

管を爲すも歲月の經過と共に自然に腐蝕するの恐あり賣却するも鐵屑同様の價格なるへし故に若し利用せんとする監獄もあらは保管轉換として引繼くへしといふ

○ 集治監拘禁種類の一部變更

樺戸網走十勝小菅三池監獄の經費は從來集治監の款を以て豫算せられたるも三十八年度よりは總て監獄費の一款となりたるにより徒流刑以外の囚人と雖も拘禁し差支なきことゝなれり右に就き其の筋より以上五監獄典獄に對し通牒せられたる由なるか之れにて集治監拘禁囚人にして地方監獄に於て執行すべき餘刑ある者は原地方監獄へ移し執行したる者と雖も其儘引續き執行するを得ることゝなれり最も從來地方監獄に拘禁せし婦女は勿論男囚人と雖も特に其筋の命令あるにあらざれば拘禁することを得ざるは従前と異なることなしと

○ 軍法會議處斷囚の罰金

納入に就て

戰地又は戰地へ向け行進途中に在る陸軍軍法會議に於て處斷せられ普通監獄に收監せられたる者罰金換刑命令を受けたる後其罰金を納むるときは典獄は換刑の取消又は變更を求むるの手續を爲さず納付金額に應じ禁錮の日數を折算控除して放免を爲し得ることゝなり其納めたる金圓は監獄に於て受領し國庫に納入の手續を爲すことゝなりたりといふまた以て一便法なりといふへし

○作業新設の申請方に就て

作業新設の認可を申請する場合には別に一定の書例と云ふものもなく只た作業規程第二條及第三條に列記しある事柄記載すれば可なる様なれ其實際は各地區々にして往々肝要の事柄を脱落する向あり或は判明を欠くものもありて其時々往復するなどは彼我共に手數の事なれば今地方當局者の爲に其概要を記せば先づ以下の如く調査して申請すれば可ならん乎

作業新設の儀に付申請

本監又は何分監の作業として何々の理由（詳細

四科程及工錢

別紙の通り（として別表は即ち三十八年三月監甲第三二八號監獄局長通牒作業科程標準に依り調製し又人頭工錢の契約なる時は一ヶ月間の製作見込高に對する料定工錢の總高をも附記する事）

五工場

第何工場を以て之に充つ（修繕等を要するとき其費額を記載する事）

六器具器械

在來のものを以て處辨す、又は幾分は新調此費額何圓なるも配賦額内にて支辨する見込又は増額申請の見込（又は一切受負者より提供す、又は若干は提供若干は監獄持此費額何圓及修繕料の負擔區分は云々附記する事）

以上の外規程第三條の外役の場合には服役者の撰擇と取締上の意見を付するの外別に其附近の略圖（美濃紙一枚に認むるを可とす）添付を要す

○時事片々 片片生

に記載）に因り何工を新設致度に付御認可相成度（官司業の場合）又は何監の作業中何工何工の受負業は何々の理由に因り縮少廢止又は工錢低廉等の爲め云々の處今般何工受負の儀申出者有之調査するに云々に付何工の囚人をして服役せしむる事とし新設致度云々と記し月日官氏名宛名を記載したる次に規程第二條の事項を左の如く列記する事

一 種目 何々工

二 施行方法
官司業（又は受負業）とし材料費は配賦額内にて處辨する見込又は何圓増額申請の見込（又は素品は一切受負者より提供せしめ監獄は出來高に對する工錢のみを徴收す、若くは人頭工錢とし一日一人に付何錢何圓徴收云々、授業手の設置の有無等も附記する事）

三 人員及其種類

使役人員は何名乃至何名とし其種類は男女、年齡^{丁未}、^老犯數及身體の強弱者に分ち尙分房拘禁者は其旨記載する事（三十五年十一月監甲第八五三號監獄局長通牒參看）

○行刑 猶豫の法律は、本月一日を以て、呱呱の聲を放てり。然り、刑法改正の先鋒として、社會に歡迎せられんとす。語を寄す法曹諸彦 希くは斯嬰兒を愛育せよ。

○即決 裁判の始まるや、世人は滯獄日數の短きを喜へり。而して今やこの即決の爲めに、罪人巧みに前科を包み、司獄官吏は刑期の長からざるを憾む。一利一害は司直の府にも推參する也。

○猶豫 を與ふべき人格の擔保は、何人が之をなすや。法曹諸彦、即決眼を以て、越斯幾光線的に彼等の人格を看破すべきや。刮目一番せんと欲す。

○種痘 は日本の津々浦々に普及せり。別天地の可憐なる同胞にも、漏なく行届けり。司獄官吏にして、種痘せざるものは、よもあまるし。この筆法を以て、一般衛生を刷新しては如何。

○結核 は公敵なり、貴人の肺腑も曾て避けざる也。囚人この公敵の襲撃を受ければ、隔離監なるベトン式の砲壘に避けしめらる。司獄官吏にして、この公敵と戦ふものは、同人と起臥を共にし、飲食を俱にし、恬として平々然たる所なきか。

○情理 自から二致あり、情より言へば可成勤績させたいが、理に於て、一日も早く退職するを要す。宋襄の仁、姑息の愛は、友誼の賊と知るへし。涙を揮て馬鞭を斬るの概あるを要す。

○健康 診断を定期に行ひ、以て醫師より勸告せは、苦言の責を免るゝを得へし。而して別天地の結核軍は、根柢より退治し得ん。千壺萬壺、金科玉條も、情にかはれば、放屁一發にも値せず。

○戦争 は世人をして眞面目ならしめたり。戦勝の裏面には、宗教心の勃興せるものゝ如し。戦勝の裏面には、科學の光輝灼々たり、士道の精華爛漫たり。吾人は斯現象の副生物を收穫するを要す。

叙任辭令

水戸監獄下妻分監長ヲ命ス
給八級俸依願免本官
給四級俸
任看守長給十級俸
大分監獄ヲ命ス
任總判所書記給九級俸
浦和和地方法院書記

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ナキ者
靜岡監獄濱松分監長ヲ命ス
十勝監獄ヲ命ス
津島監獄ヲ命ス
千葉監獄ヲ命ス
名古屋監獄ヲ命ス
長崎監獄島原分監長ヲ命ス

給七級俸依願免本官
任看守長給九級俸
高知監獄ヲ命ス
松江監獄ヲ命ス
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ナキ者
給四級俸
給五級俸依願免本官
給六級俸
給七級俸
給七級俸
給八級俸依願免本官

(各通)

福島監獄ヲ命ス
福島監獄中村分監長ヲ命ス
新潟監獄長岡分監長ヲ命ス
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ナキ者
富山監獄高山分監長ヲ命ス
依願免本官
新潟監獄ヲ命ス
盛岡監獄ヲ命ス
高松監獄ヲ命ス
松山監獄ヲ命ス
鹿児島監獄ヲ命ス
叙正八位
叙從七位

前二禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者
前二禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ十年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者
第二條 刑ノ執行ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ附加刑亦其ノ執行ヲ猶豫ス但シ沒收ハ此ノ限ニアラス
第三條 刑ノ執行ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ附加刑亦其ノ執行ヲ猶豫ス但シ沒收ハ此ノ限ニアラス
第四條 檢事ハ刑ノ執行ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ附加刑亦其ノ執行ヲ猶豫ス但シ沒收ハ此ノ限ニアラス
第五條 刑ノ執行ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ附加刑亦其ノ執行ヲ猶豫ス但シ沒收ハ此ノ限ニアラス
第六條 刑ノ執行ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ附加刑亦其ノ執行ヲ猶豫ス但シ沒收ハ此ノ限ニアラス
第七條 刑ノ執行ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ附加刑亦其ノ執行ヲ猶豫ス但シ沒收ハ此ノ限ニアラス
第八條 刑ノ執行ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ附加刑亦其ノ執行ヲ猶豫ス但シ沒收ハ此ノ限ニアラス

法令

法律第七十號

第一條 左ニ記載シタル者一年以下ノ禁錮ニ處セラレタルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ二年以上五年以下ノ期間内其執行但シ監獄ニ付セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

金貳百四拾貳圓	水戸同
金貳百圓	宇都宮同
金貳百參拾五圓六拾八錢四厘	奈良同
金貳百八圓	安濃津同
金參百八圓	名古屋同
金百七十參圓	靜岡同
金百拾壹圓	甲府同
金百四拾貳圓	膳所同
金百五拾壹圓	岐阜同
金貳百五拾圓	長野同
金百八拾壹圓	仙臺同
金貳百貳拾四圓九拾五錢	盛岡同
金百四拾六圓	山形同
金九拾八圓	青森同
金百參拾捌拾九錢	秋田同
金百五拾五圓參錢	福井同
金八拾六圓八厘	金澤同
金百貳拾八圓	富山同
金百五圓四拾九錢五厘	鳥取同
金百拾八圓	松江同
金百五拾五圓	岡山同
金百九拾六圓	廣島同
金貳百拾六圓	山口同

金百八拾七圓八十錢	高知同
金百貳拾四圓	和歌山同
金百參拾貳圓	徳島同
金百四拾八圓	高松同
金百六拾九圓	松山同
金貳百七拾六圓	福山同
金百參拾貳圓	大分同
金百七圓	佐賀同
金貳百六圓	熊本同
金九拾五圓	宮崎同
金百五拾六圓貳拾貳錢壹厘	鹿兒島同
金八拾四圓貳拾九錢	沖繩同
金貳百四拾四圓參拾參錢	澎湖同
金拾六圓	澎湖同
金拾六圓	澎湖同
合計金壹萬參百四拾五圓九拾七錢貳厘	司法省監獄局

備考

本支部ヲ合併シ又各別ニ送金セラレタル等區々ナルヲ以テ總テ本部ニ合シ計上ス
明治三十六年四月以降所屬ノ變更アリタル分ハ舊主管ニ合シ計上ス

●會員諸君に告ぐ

(監獄協會編輯係)

本誌に登載すべき事項は部門を分ち趣味あるものを撰擇致度存候得共何分多數會員諸君の希望に投ずること極めて困難にして中には刑法刑事訴訟法監獄學其他關係法規の講義を連月掲載することを要望せらるるものあり或は地方の監獄に於ける施設事項若くは出來事の顛末等を比較的多く報道せんことを求めらるるものあり或は戰時に於ては奮闘談又は敵國の國勢若くは敵國に俘虜となれる者の狀況をも挿入せんことを勧めらるるものあり或は少ながらず殊に限りある紙數を以て限りなき要求を充たすこと能はざるは頗る遺憾とする所に候乍併質疑解答欄の設置又は新判決例掲載の御希望も有之候に付時々御望に副はんことに務むべく候何卒會員諸君に於ても奮て御寄稿の程希上候御投稿に就ては概ね左の事項御諒知置被下度候

一 投稿は氏名を明かにし止むを得ず匿名を以てするるときと雖ども封筒又は匿名の側に氏名を記載すること

一 字體を鮮明にし論説は一行三十六字又は十八字詰一頁十七行、其他は一行二十二字詰一頁二十行とすること

一 但し論説と雖も紙面の都合により寄書又は雜錄欄に、寄書又は其他の報道に係るものと雖も論説欄に挿入することあるべし

一 原稿は毎月十日締切に付其月五日までに到着の豫定に發送せらるること其以後着の分は翌月分とす

一 監獄に於ける施設又は時々出來事は可成速に報道せらるること

明治三十八年四月二十日

發行所

東京市

麴町區飯田町五丁目三十番地

發行人兼編輯人 磯村政富

監獄協會

印刷所

會費送付方

肩書 番地	宛名	振込 局名
東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會委員 藤澤正啓	神田一ツ橋郵便受取所